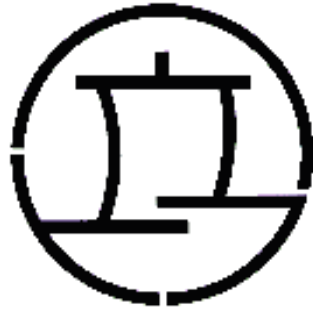


平成 28 年版

# 事業概要

【廃棄物（ごみ）関係】



枚方市環境部



## 目 次

1. 概 況	
(1) 市の概況	1
(2) ごみ処理の現況	1
(3) ごみ処理・減量対策事業の沿革	2
(4) 市の位置図	5
(5) 施設の位置図	6
2. 環境部【廃棄物(ごみ)関係】の概要	
(1) 環境部【廃棄物(ごみ)関係】・所管事務	7
(2) 環境部【廃棄物(ごみ)関係】・組織及び職員数	8
(3) 環境部【廃棄物(ごみ)関係】・職員配置状況	9
(4) 車両の保有台数	10
3. 予算・決算	
(1) 枚方市の予算(平成28年度)	11
(2) 一般会計決算(清掃関係)	12
(3) ごみ収集処理決算額の状況	13
(4) 塵芥処理手数料の徴収状況	14
(5) 塵芥処理等の手数料(条例第23条関係)	15
4. ごみ収集処理事業	
(1) ごみの収集区域	16
(2) 人口及びごみ処理量の推移	16
(3) ごみ収集処理原価	17
(4) 家庭系ごみの分別及び収集業務内容	21
(5) 収集処理フローチャート	22
(6) 月別分別収集量及び搬入量	23
(7) 年度別分別収集量及び搬入量	23
(8) 家庭系・事業系別のごみ処理量の推移	24
(9) 年度別1人1日当たり及び1世帯1日当たりのごみ処理量	24
(10) 年度別資源ごみ収集量及び資源化率	25
(11) 年度別焼却処理量及び減量化率	25
(12) 電話及びインターネット受付業務処理概要	27
(13) 粗大ごみ予約センター電話及びインターネット申込み件数	27
(14) 年度別ごみ質調査	28
(15) 清掃工場発電設備における発電の状況	29
(16) 清掃工場におけるダイオキシン類測定調査結果	29

## 目 次

5. ごみ減量・環境美化推進事業	
(1) ごみ減量推進事業	30
(2) 環境美化推進事業	36
(3) 廃棄物減量等推進審議会	37
6. 施設の概要	
(1) 施設の概要	38
(2) 関係連絡先一覧	42
7. 平成28年度枚方市一般廃棄物処理実施計画（ごみ編）	
告示文	43
表紙	44
目次	45
(1) 目的	46
(2) 計画地域	46
(3) 計画期間	46
(4) 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量	46
(5) 重点的に実施する取り組み	46
(6) 主な取り組み	47
(7) 市民・事業者の責務等	49
(8) 収集・運搬計画	50
(9) 中間処理計画	55
(10) 最終処分計画	57
(11) リサイクル制度等への対応	57
(12) 市が処理しないごみ等	58
別表1 収集・運搬及び処理する事業者	59
別表2 家庭系ごみの排出・搬入方法	61
別表3 市が処理しないごみ等	65

※ 本書は、廃棄物（ごみ）関係についてのみ記載されています。

※ 本書は、環境に配慮した用紙を使用して製本しています。

# 1. 概 況



## (1) 市の概況

枚方市は、東経135° 39' 北緯34° 48' の大阪府北東部に位置し、東は生駒山地の分水嶺を境にして京都府と奈良県に、西は淀川を挟んで高槻市に、南は寝屋川市・交野市に、北は淀川流域に沿って京都府に各々接したなだらかな丘陵地域です。市域は東西が約12km、南北が約9 kmあり、形状は北を頂点とした三角形で、面積は約65km<sup>2</sup>です。

市制は、昭和22年8月に施行され、昭和30年10月の津田町との合併により、現在の市域となりました。

人口は、市制施行当時約4万人でしたが、大阪、京都の都市部からそれぞれ約20kmとほど近く、交通の要衝地にあることから、公団等の住宅団地や民間の住宅開発が昭和30年代後半から盛んに行われ、人口急増により大阪府北東部の住宅を中心とする多機能生活都市へ発展しました。平成26年4月には特例市から中核市に移行し、世帯数が微増傾向にある一方で人口は微減傾向となり、平成27年3月末現在では約41万人となっています。

## (2) ごみ処理の現況

国においては、廃棄物の排出抑制や再利用など資源循環型の社会をめざして平成3年にリサイクル法を施行するとともに廃棄物処理法の改正が行われ、平成12年には発生抑制、再使用、再生利用を廃棄物処理の基本とする「循環型社会形成推進基本法」をはじめとしたリサイクル関連法等の制定や、既存法令の改正など一連の法体系の整備が行われるなど、廃棄物の処理に係る取り組みが一層強化されました。

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正（平成22年12月）や「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）」の施行（平成25年4月）、「第三次循環型社会形成推進基本計画」の策定（平成25年5月）など、これまでの廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目することとした循環型社会の形成に向けた取り組みやさらなるリサイクル制度の整備が進められています。

本市においては、平成5年に「枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」を全部改正した後、平成21年6月に策定した枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）（以下「基本計画」という。）」において、市民・事業者・行政の参加と協働による循環型社会の構築と焼却ごみの削減に向けた取組を進めてきました。

ごみの総排出量は、平成7年度を境に減少傾向となりましたが、平成23年度ごろからはほぼ横ばい状態で推移しているため、ごみの発生抑制を最優先とした4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を更に積極的に展開していくことが求められ、平成28年3月には、平成37年度を最終目標年度とした「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しています。

産業廃棄物に関しては、中核市移行に伴い大阪府から事務移管され、一般廃棄物と産業廃棄物に係る事務を一体的に進めることになりました。

ごみ処理部門においては、穂谷川清掃工場第3プラントの各設備で老朽化が進行しているため平成26年度から3か年をかけて老朽化対策工事を行っています。穂谷川清掃工場第3プラントの後継となる新たなごみ処理施設については、平成26年12月に隣接の京田辺市と可燃ごみの広域処理に係る基本合意に至り、平成28年3月には「可燃ごみ広域処理施設整備基本計画」を策定し、京田辺市と共に広域処理施設の整備を進めています。

今後も、「豊かで誇りある枚方」の実現に向けての本市の施策を展開していく中で、循環型社会の形成をめざし、安全で安定的なごみの収集・処理体制を確保することを基本に、ごみの適正処理と減量に関する施策・事業を推進していきます。

### (3) ごみ処理・減量対策事業の沿革

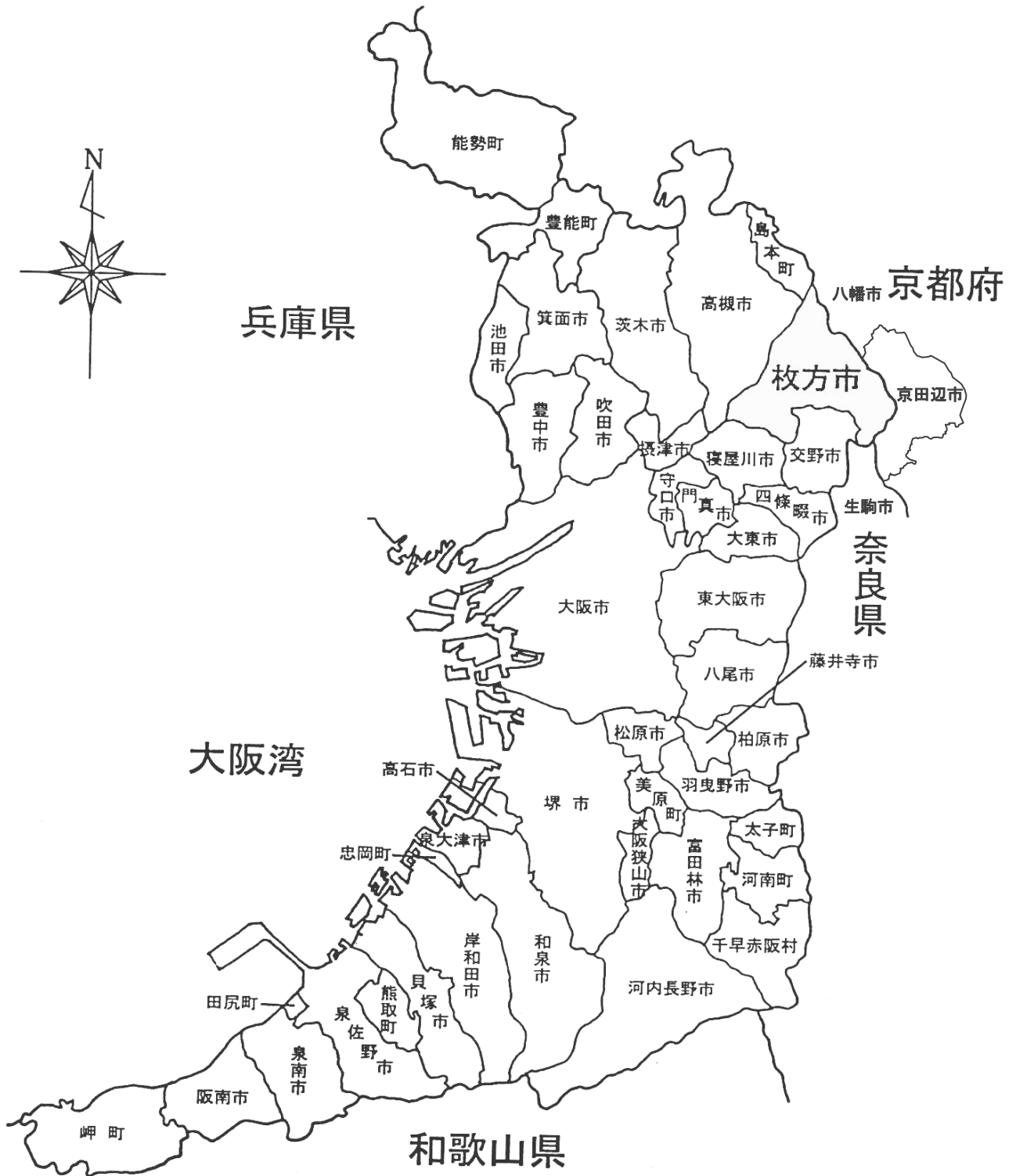
時 期	内 容
昭和23年 9月	市営による家庭ごみ収集開始
昭和38年 7月	穂谷川清掃工場（40t/日）完成
昭和43年 3月	穂谷川清掃工場に第1プラント（150t/日）増設
昭和45年10月	家庭ごみの手数料無料化
昭和48年 5月	第2プラント（300t/日：150t×2基）増設 これに伴い定曜日（一般生活ごみ週2回、粗大ごみ月1回収集）収集開始
昭和49年 4月	びん・ガラスの分別収集開始
昭和54年 4月	小学校空き缶リサイクル試行開始
〃	一般廃棄物処理業者（収集運搬）7社を許可
昭和55年 4月	粗大ごみ処理施設（75t/5h）完成 これに伴い粗大ごみの月2回収集開始
昭和58年 1月	粗大ごみを「粗ごみ」と「大型ごみ」に分類した収集を開始
昭和58年度	クリーン枚方実行委員会を設立し、毎年5月（平成3年からは9月）の日曜日に「ごみゼロデー」を実施
昭和60年 3月	最終処分場完成
昭和62年 7月	リサイクルモデル地区（排出源高度細分別収集方式）を500世帯で開始 以降、順次拡大し最大で37,000世帯（市内4分の1の世帯）で実施
昭和63年 3月	第3プラント（200t/日）完成 第1プラント廃止
平成2年 4月	小学校での空き缶回収事業開始（平成12年度末で終了）
平成4年 7月	コンポスト容器の市民モニター制度による生ごみ堆肥化事業開始
平成5年度	市内全小学校（48校）、全幼稚園（16園）に大型コンポスト容器を配布
平成6年 7月	再生資源集団回収報償金交付制度を開始
10月	リサイクル情報紙「あげます・ください」を発行（平成15年度からHPに掲載）
12月	一般廃棄物処理業者（収集運搬）1社を許可
平成7年 2月	枚方市廃棄物減量等推進審議会を設置
平成7年度	EMによる生ごみ堆肥化モニター制度を開始（コンポスト容器は貸与制度に変更）
平成8年 6月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画策定
平成9年10月	リサイクルフェア'97大阪in枚方を開催
平成10年 3月	ペットボトル拠点回収開始（平成20年1月末で終了）
4月	収集職員が市民とのパイプ役を担うことを目的として「ごみ減量相談員」を設置
10月	ごみ袋の透明・白色半透明化実施（事業系ごみも並行）
〃	資源循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画策定
平成11年 3月	粗大ごみの電話予約戸別収集開始（粗大ごみステーション廃止）
〃	廃棄物減量等推進員の選任
6月	「焼却ごみ半減（平成9年度基準）」を市長公約で表明
〃	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第2期）策定
7月	一般廃棄物再生利用業者5社を指定
9月	家庭用生ごみ処理機購入費助成制度を開始（平成22年3月末で廃止）



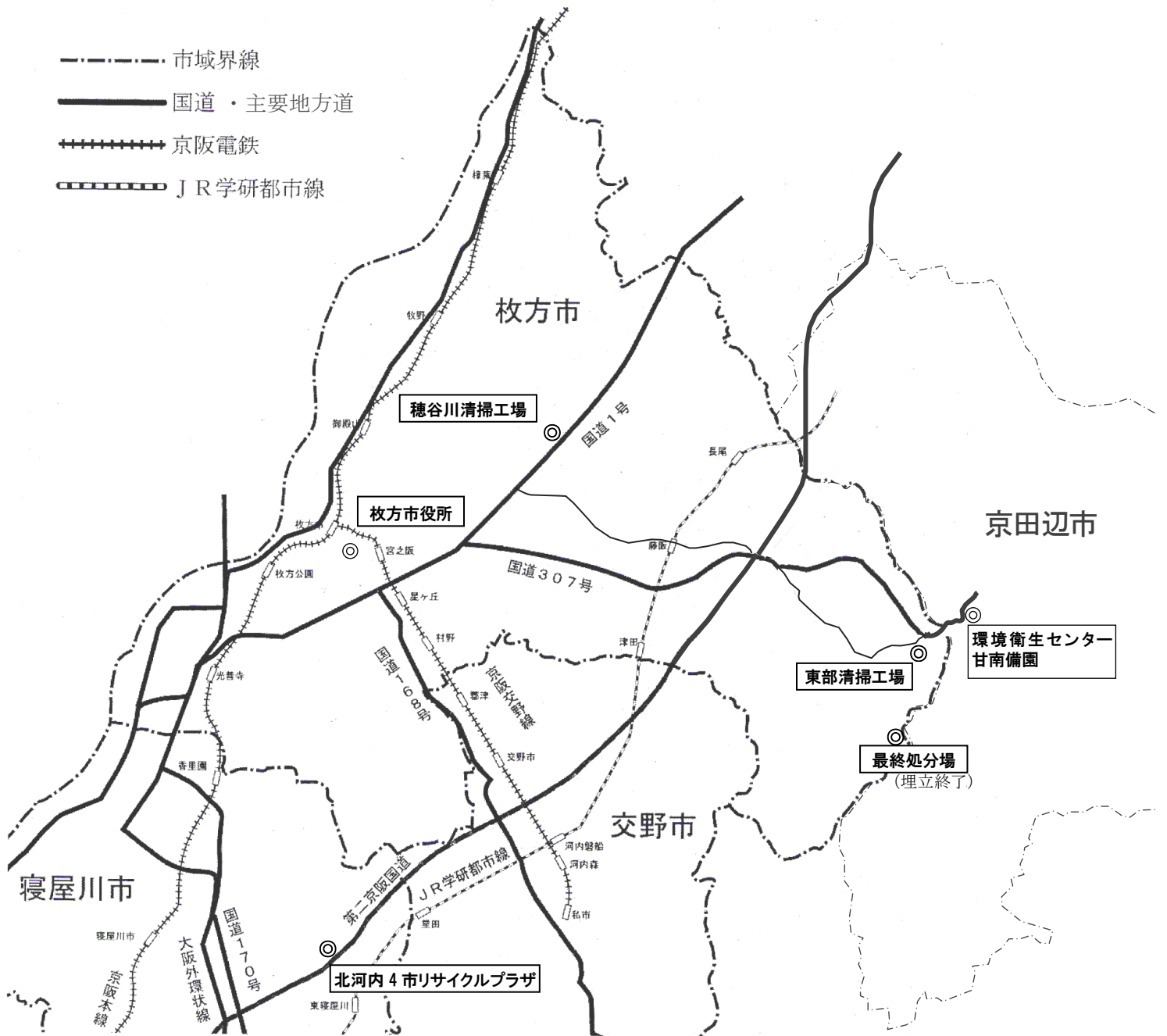
平成12・13年度	第2・3プラントについてダイオキシン類対策のための燃焼ガス減温対策工事を実施
平成12年4月	焼却ごみ半減モニター地区指定事業（氷室台自治会）
〃	事業系ごみ処理手数料の改定（21円/10kg ⇒ 35円/10kg）
7月	生ごみ堆肥化講習会の不定期実施開始
9月	容器包装リサイクル法に対応して、空き缶の全市分別収集開始
平成13年7月	プラスチックごみ資源化モニター事業開始（平成20年1月末で終了）
9月	リサイクル工房開設（サプリ村野）
平成14年3月	リサイクルモデル地区を廃止
4月	大型ごみの有料化実施
〃	枚方市証紙条例施行
〃	事業系ごみ処理手数料の減免措置の廃止（50円/10kg※平成17年4月から60円/10kg）
〃	全市統一の資源物（空き缶、びん・ガラス類）収集の実施（民間委託）
〃	焼却ごみ半減モニター地区指定事業（コマツ団地自治会）
6月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第3期）策定
8月	同年2月に実施した「台所ごみの水切り強化月間」を8月に定例化
10月	穂谷川清掃工場において「ごみ減量フェア」を開催（以降年次事業）
平成15年3月	新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画策定
4月	「今日から始めるスマートライフ」を全戸配布
〃	一般ごみ収集の一部を民間委託開始
10月	レジ袋削減キャンペーンを消費生活センターと共同で実施（以降年次事業）
平成16年4月	空き缶、びん・ガラス類の資源物の月2回同時収集を実施
〃	収集に加えてごみ減量啓発等を業務として行う「環境推進班」を設置
7月	市職員を対象とした「スマートライフ研修」の開始
9月	多量排出事業所減量指導事業の実施に合わせて説明会を開催
〃	ふれあいサポート収集を開始
11月	一般廃棄物再生利用業者1社を指定
平成17年3月	粗大ごみ室内貯留施設（粗大ごみ置き場）の完成
6月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第4期）策定
平成18年1月	一般廃棄物再生利用業者1社を指定
3月	北河内4市地域循環型社会形成推進地域計画策定
6月	「事業系ごみ減量及び適正処理マニュアル」を配布
平成19年3月	一般廃棄物再生利用業者1社を指定
6月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画（第5期）策定
平成20年2月	ペットボトル・プラスチック製容器包装の全市分別収集の実施
〃	北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）の本格稼働
〃	一般廃棄物（ごみ処理）に係る相互支援協定の締結 （寝屋川市、四條畷市、交野市、四條畷市交野市清掃施設組合）
4月	一般廃棄物（ごみ処理）に係る相互支援協定の締結 （守口市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市 清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル組合）

平成20年12月	枚方市東部清掃工場(焼却炉：120t/日×2基、溶融炉：24t/日×2基)の本格稼働
〃	穂谷川清掃工場第2プラントを休止
平成21年6月	新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画(改訂版)策定
9月	多量排出事業者減量指導の対象事業所を月平均3tから2.5tへ拡大
10月	一般廃棄物(ごみ処理)に係る相互支援協定の締結(京田辺市)
11月	東部清掃工場において「施設見学会」を開催(以降「氷室里の駅」として年次事業)
平成22年3月	北河内4市地域循環型社会形成推進地域計画策定
6月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画(第6期)策定
平成23年3月	一般廃棄物(ごみ処理)に係る相互支援協定の締結(高槻市)
5月	ごみに関する市民の意識調査のため、市政モニターアンケートを実施
平成24年3月	ごみ減量の取り組みや市民活動への支援のため「枚方市スマートライフ推進基金」を創設
9月	穂谷川清掃工場第2プラントを解体
平成25年1月	「枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」の改正により、市が収集する資源ごみ等の持ち去り行為の禁止を規定
2月	スマートライフシンポジウム2013を開催
3月	ごみ収集車への有料ラッピング広告事業を開始
4月	東部清掃工場粗大ごみ破碎処理施設(39t/5h)が稼働
〃	穂谷川清掃工場粗大ごみ処理施設を休止
〃	穂谷川清掃工場内に溶融スラグを保管するストックヤードを開設
〃	穂谷川清掃工場内に「ひらかた夢工房」を開設
7月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画(第7期)策定
10月	事業系ごみ処理手数料の改定(60円/10kg⇒90円/10kg ※平成25年10月1日から平成27年12月31日までは75円/10kgとする)
平成26年4月	中核市移行に伴い、産業廃棄物等に係る事務が大阪府から移管(環境保全部 産業廃棄物指導課を新設)
〃	粗大ごみインターネット受付を開始
7月	使用済小型家電リサイクル実証事業を開始
12月	京田辺市と可燃ごみ広域処理(穂谷川清掃工場第3プラントと京田辺市甘南備園焼却施設の後継施設)について基本合意
〃	ごみ処理施設整備基本構想策定
平成27年1月	北河内4市及び京田辺市地域循環型社会形成推進地域計画策定
7月	枚方市ごみ減量メールマガジンの配信開始
〃	枚方市・京田辺市可燃ごみ広域処理に関する連絡協議会を設置
平成28年3月	枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定
〃	可燃ごみ広域処理施設整備基本計画策定
4月	機構改革に伴い環境部を新設(環境保全部と環境事業部を統合)
〃	大型ごみ持出しサポート収集を開始
5月	総務大臣より、一部事務組合「枚方京田辺環境施設組合」の設立許可(平成28年7月1日より、組合での事務開始)
7月	容器包装リサイクル法に係る枚方市分別収集計画(第8期)策定

(4) 市の位置図



(5) 施設の位置図



## 2. 環境部【廃棄物(ごみ)関係】の概要



(1) 環境部【廃棄物（ごみ）関係】事務分掌

(平成 28 年度事務概要・抜粋)

環境総務課	
	ごみの処理の申込み及び処理手数料に関すること。
	ごみの処理手数料に係る証紙に関すること。
	一般廃棄物処理業(し尿及び汚泥を除く。)の許可に関すること。
	再生利用業者の指定に関すること。
	不法に投棄されたごみに係る関係機関との連絡調整に関すること。
	不法に投棄されたごみの適正処理の指導に関すること。
	産業廃棄物に係る施策の企画及び調査研究に関すること。
	産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。
	産業廃棄物の適正処理の指導に関すること。
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)に基づく許可、登録及び指導に関すること。
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)に基づく届出の受付及び指導に関すること。
	上下水道局経営部との連絡調整(水道事業に係るものに限る。)に関すること。
	リサイクル施設組合に関すること。
	廃棄物減量等推進審議会に関すること。
減量業務室	
	ごみの減量及び適正処理に係る施策の調査、企画及び立案に関すること。
	ごみの減量化及び資源化の推進に関すること。
	ごみの収集・運搬作業に関すること。
	不法に投棄されたごみ(ごみの収集場所に投棄されたものに限る。)の収集に関すること。
	資源ごみ等の収集及び処理に関すること。
	粗大ごみ及び臨時ごみの収集予約の受付に関すること。
	廃棄物減量等推進員に関すること。
穂谷川清掃工場	
	ごみの処分作業に関すること。
	ごみ処理施設の改良及び維持管理に関すること。
	ごみ処理施設の公害防止に関すること。
	一般廃棄物収集運搬業者による持込ごみの受入れ及び指導に関すること。
	ごみの終末処理に関すること。
東部清掃工場	
	ごみの処分作業に関すること。
	ごみ処理施設及び周辺整備に係る調整に関すること。
	ごみ処理施設の改良及び維持管理に関すること。
	ごみ処理施設の公害防止に関すること。
	一般廃棄物収集運搬業者による持込みごみの受入れ及び指導に関すること。
	ごみの終末処理に関すること。
	最終処分場の維持管理に関すること。
	ごみの広域処理施設の整備に関すること。

(2) 環境部【廃棄物（ごみ）関係】・組織及び職員数

(平成28年4月1日現在)

環境部 (261人)	環境総務課 (16人)	総務・産業廃棄物対策グループ
		一般廃棄物対策グループ
	減量業務室 (186人)	総務グループ
		編成・端末グループ
		減量推進グループ
		企画・開発グループ
		業務第1グループ
		資源グループ
		業務第2グループ
		業務第3グループ
		業務特別グループ
		環境推進グループ
	穂谷川清掃工場 (35人)	総務グループ
		保全グループ
		監理グループ
		環境美化グループ
		施設管理グループ
	東部清掃工場 (24人)	周辺整備グループ
		施設グループ
後継施設整備グループ		



(3) 環境部【廃棄物（ごみ）関係】・職員配置状況

(平成28年4月1日現在)

① 補職別職員配置状況

職名	所属	環境総務課	減量業務室	穂谷川 清掃工場	東部 清掃工場	合 計
部 長		1				1
次 長		1	1	1	1	4
課 長		1	4	1	3	9
主 幹					2	2
課長代理		4	10	5	5	24
係 長		5	42	17	10	74
主 任		3	95	6	2	106
副班長			1			1
事務職員			1			1
技術職員			13			13
非常勤職員		1	2			3
再任用職員			17	5	1	23
合 計		16	186	35	24	261

② 職種・部門別職員配置状況

職種・部門	所属	環境総務課	減量業務室	穂谷川 清掃工場	東部 清掃工場	合 計
一 般 職	事務系	11	61	8	10	92
	技術系	5	2	16	14	35
技 能 職	収集運搬		123			123
	中間処理			11		11
合 計		16	186	35	24	261

(注) 職員配置は、「一般廃棄物処理事業実態調査」の区分基準による

## (4) 車両の保有台数

(平成28年4月1日現在)

車種	積載量	保有台数				
		環境総務課	減量業務室	穂谷川 清掃工場	東部 清掃工場	合 計
塵芥収集車	2t		36			36
	3.5t		15			15
普通貨物車			6	3		9
小型貨物車			4		2	6
乗用車		1	1			2
特殊用途車				1		1
バキューム車				1	1	2
軽貨物車		1	3			4
軽乗用車			2	1	2	5
特殊車両				3	1	4
合 計		2	67	9	6	84

### 3. 予算・決算



(1) 枚方市の予算（平成28年度）

① 歳 入

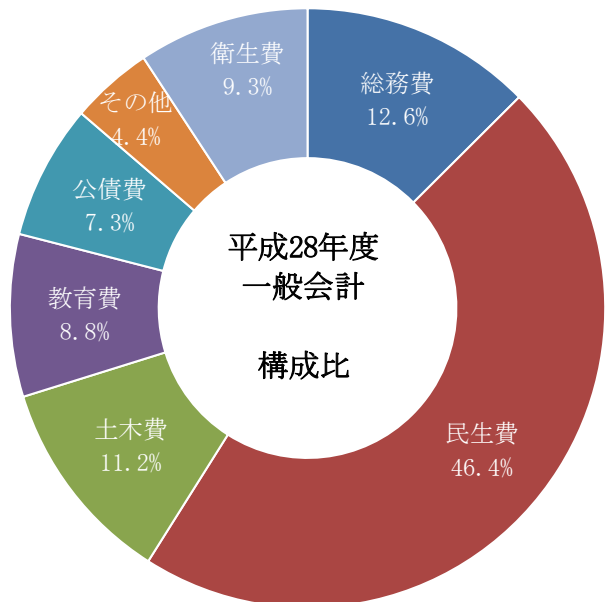
(単位：千円)

科目	予算額
市税	54,516,605
国府支出金	38,530,891
諸収入	989,359
市債	12,547,700
その他	32,815,445
合計	139,400,000

② 歳 出

(単位：千円)

科目	予算額	
総務費	17,542,173	
民生費	64,688,390	
土木費	15,652,714	
教育費	12,212,676	
公債費	10,143,328	
その他	6,215,788	
衛生費	12,944,931	
内	保健衛生費	6,176,984
	清掃費	6,767,947
内	内	
	塵芥処理費	5,848,008
内	し尿処理費	919,939
合計	139,400,000	



(2) 一般会計決算（清掃関係）

① 歳 入

(単位：円)

平成 年度	一般会計決算額	衛生使用料	衛生手数料	衛生費 国庫補助金	衛生費 府委託金	衛生債
23	118,279,625,485	131,499,574	251,428,800	121,846,000	406,000	176,500,000
24	120,285,342,491	128,312,979	245,646,000	558,651,000	409,500	1,005,400,000
25	121,589,688,927	136,177,330	270,226,020	24,526,000	393,800	106,900,000
26	125,295,576,115	138,518,559	319,762,434	162,088,193	2,410,728	588,200,000
27	135,284,688,377	150,750,559	342,598,118	96,973,734	329,660	528,000,000

② 歳 出

(単位：円)

平成 年度	一般会計決算額	衛生費	構成比	(衛生費内訳)			
				保健衛生費	構成比	清掃費	構成比
23	115,937,034,619	9,544,256,480	8.2%	4,074,730,456	3.5%	5,469,526,024	4.7%
24	118,683,841,410	11,013,918,606	9.3%	4,183,835,066	3.5%	6,830,083,540	5.8%
25	119,695,822,049	10,050,572,064	8.4%	4,649,508,299	3.9%	5,401,063,765	4.5%
26	123,287,726,052	11,155,611,027	9.0%	5,564,633,584	4.5%	5,590,977,443	4.5%
27	133,177,177,049	11,647,365,956	8.7%	5,656,320,880	4.2%	5,991,045,076	4.5%

(単位：円)

平成 年度	(清掃費内訳)					
	塵芥処理費	構成比	し尿処理費	構成比	清掃工場 新設事業費(注)	構成比
23	4,791,110,926	4.1%	503,056,144	0.4%	175,358,954	0.2%
24	5,224,962,276	4.4%	443,815,508	0.4%	1,161,305,756	1.0%
25	4,981,477,977	4.2%	412,094,038	0.3%	7,491,750	0.0%
26	5,170,647,454	4.2%	420,329,989	0.3%	0	0.0%
27	5,571,281,296	4.2%	419,763,780	0.3%	0	0.0%

(注) 平成26年度以降の清掃工場新設事業費は、発生していない。

### (3) ごみ収集処理決算額の状況

#### ① 過去5年間の推移

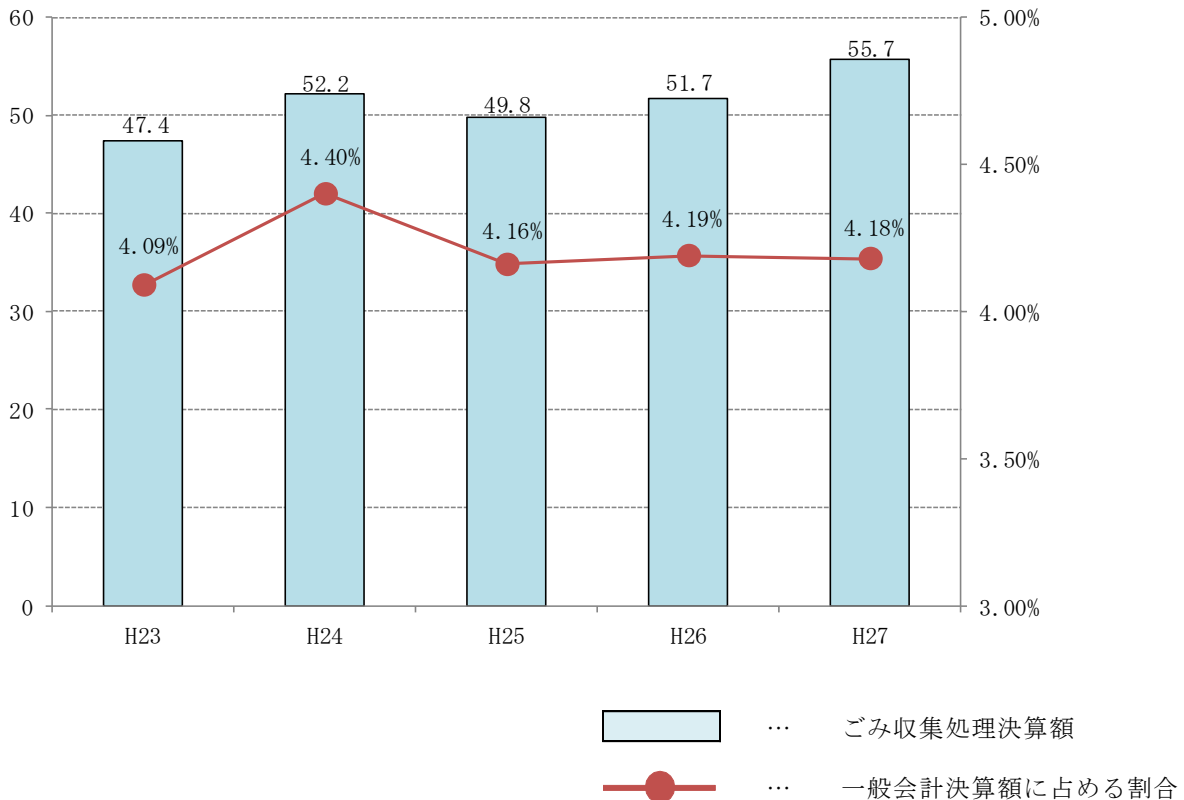
(単位：円)

平成 年度	ごみ収集処理決算額 (A)	一般会計決算額 (B)	(A)/(B)×100
23	4,741,705,326	115,937,034,619	4.09%
24	5,224,058,606	118,683,841,410	4.40%
25	4,980,781,442	119,695,822,049	4.16%
26	5,169,940,985	123,287,726,052	4.19%
27	5,570,515,643	133,177,177,049	4.18%

(注) ごみ収集処理決算額は、塵芥処理費から環境事業部の決算額を抜き出したもの  
 ごみ収集処理決算額 = 塵芥処理費 - 不法投棄対策関連事業費

一般会計決算額に占めるごみ収集処理決算額の推移

(億円)



② 費目別内訳

(単位：円)

費目	平成26年度	平成27年度	対前年度 増減額
報酬	8,912,821	5,986,283	▲2,926,538
給料	964,281,599	980,819,699	16,538,100
職員手当	663,226,308	695,578,985	32,352,677
共済費	338,445,316	355,281,241	16,835,925
賃金	36,164,854	33,839,767	▲2,325,087
報償金	74,679,300	70,528,800	▲4,150,500
旅費	640,890	611,575	▲29,315
需用費	494,998,694	407,755,131	▲87,243,563
役務費	13,130,990	15,652,019	2,521,029
委託料	1,112,348,154	1,204,029,221	91,681,067
使用料及び賃借料	6,478,226	7,086,516	608,290
工事請負費	1,247,847,320	1,569,108,040	321,260,720
原材料費	1,210,353	1,005,281	▲205,072
備品購入費	31,075,814	42,642,418	11,566,604
負担金補助及び交付金	171,946,502	177,769,941	5,823,439
賠償金	207,302	0	▲207,302
積立金	4,346,542	2,820,726	▲1,525,816
合計 (ごみ収集処理決算額)	5,169,940,985	5,570,515,643	400,574,658

(4) 塵芥処理手数料の徴収状況

(単位：円)

平成年度	調定額	収入額	未収額	徴収率(%)
23	220,153,100	220,153,100	0	100.0
24	216,858,700	216,858,700	0	100.0
25	243,045,200	243,045,200	0	100.0
26	277,769,700	277,769,700	0	100.0
27	297,986,200	297,986,200	0	100.0



## (5) 塵芥処理等の手数料 (条例第23条関係)

(平成28年4月1日現在)

種類	名称	取扱区分		単位	金額 (円)	
動物の死体	動物処理手数料	動物の死体の収集及び運搬		1体	1,200	
ごみ等	大型ごみ処理手数料	家庭生活に伴って生じた大型ごみの収集、運搬及び処分		1点	大型ごみの品目ごとに1,800円を限度として規則で定める額	
	臨時ごみ処理手数料	基本手数料	家庭生活に伴って生じた粗ごみ又は大型ごみの臨時処理	申込み 1回	1,200	
		区分手数料	家庭生活に伴って生じた粗ごみ又は大型ごみのうち、大型ごみ処理手数料及び持込みごみ処理手数料が適用されるもの以外のものの収集、運搬及び処分	粗ごみ	5点	300
	大型ごみ			1点	大型ごみの品目ごとに1,800円を限度として規則で定める額	
	持込みごみ処理手数料	市長が指定する場所に搬入したごみ等の処分	家庭生活に伴って生じた粗ごみ又は大型ごみで、自らが持ち込んだもの	粗ごみ	5点	300
				大型ごみ	1点	大型ごみの品目ごとに1,800円を限度として規則で定める額
許可を受けた者が持ち込んだごみ等			10キログラム	90		

## 備考

- 1 世帯及び数量の認定は、市長が別に定めるところによる。
- 2 この表における手数料の算定において、5点及び10キログラムに満たない数量はそれぞれ5点及び10キログラムとみなす。
- 3 この表における持込ごみ処理手数料の算定において、その全額が100円に満たないときはこれを100円とし、100円を超える額について100円未満の端数があるときは当該端数の額を切り上げる。
- 4 この表において「ごみ等」とは一般廃棄物のうち、し尿、合併浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥及び動物の死体以外のものをいう。
- 5 この表において「大型ごみ」とは、ごみ等のうち家具類その他市長が規則で定めるものを、「粗ごみ」とは、ごみ等のうち大型ごみに該当しないもので、かつ、市長が別に定めるもの以外のものをいう。
- 6 大型ごみ及び粗ごみの排出方法は、市長が別に定めるところによる。
- 7 この表における大型ごみ処理手数料は、次のいずれにも該当する場合について適用する。
  - (1) 1回に排出する大型ごみの点数が6点以内であるとき。
  - (2) 1月における大型ごみの排出が1回を超えていないとき。
- 8 この表における臨時ごみ処理手数料のうち粗ごみにかかる手数料は、1月につき1回を超え、又は1回につき6点を超えて粗ごみを排出する場合について適用する。
- 9 この表において「許可を受けた者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者のうち、浄化槽法第35条第1項の許可を併せて受けていない者をいう。



## 4. ごみ収集処理事業



(1) ごみの収集区域

(平成27年10月1日現在)

区域	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	世帯数 (世帯)
行政区域	65.12	406,454	176,651
収集計画区域	65.12	406,454	176,651

(2) 人口及びごみ処理量の推移

平成年度	当該年度10月1日現在の人口 (人)	当該年度10月1日現在の世帯数(世帯)	ごみ処理量 (t)	世帯当たりの構成人数 世帯員数 (人)
23	410,852	172,477	109,099.87 (資源ごみ9,061.14含む)	2.38
24	410,175	173,311	108,689.55 (資源ごみ8,627.54含む)	2.37
25	409,215	174,504	108,503.72 (資源ごみ8,685.00含む)	2.35
26	408,038	175,800	108,882.32 (資源ごみ9,251.67含む)	2.32
27	406,454	176,651	109,273.19 (資源ごみ9,311.81含む)	2.30
32 【目標値】 (注1)	400,580	187,187	103,751 (資源ごみ9,753含む)	2.14 (注2)

(注1) 平成32年度【目標値】については、本市の基本計画において掲げる中間目標年度の計画目標値を示している。(以降の表についても同様の目標値を示している。)

(注2) 世帯数については、基本計画の人口推定値を基に、国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別平均世帯人員の平成32年度推計値を用いて算出している。

### (3) ごみ収集処理原価

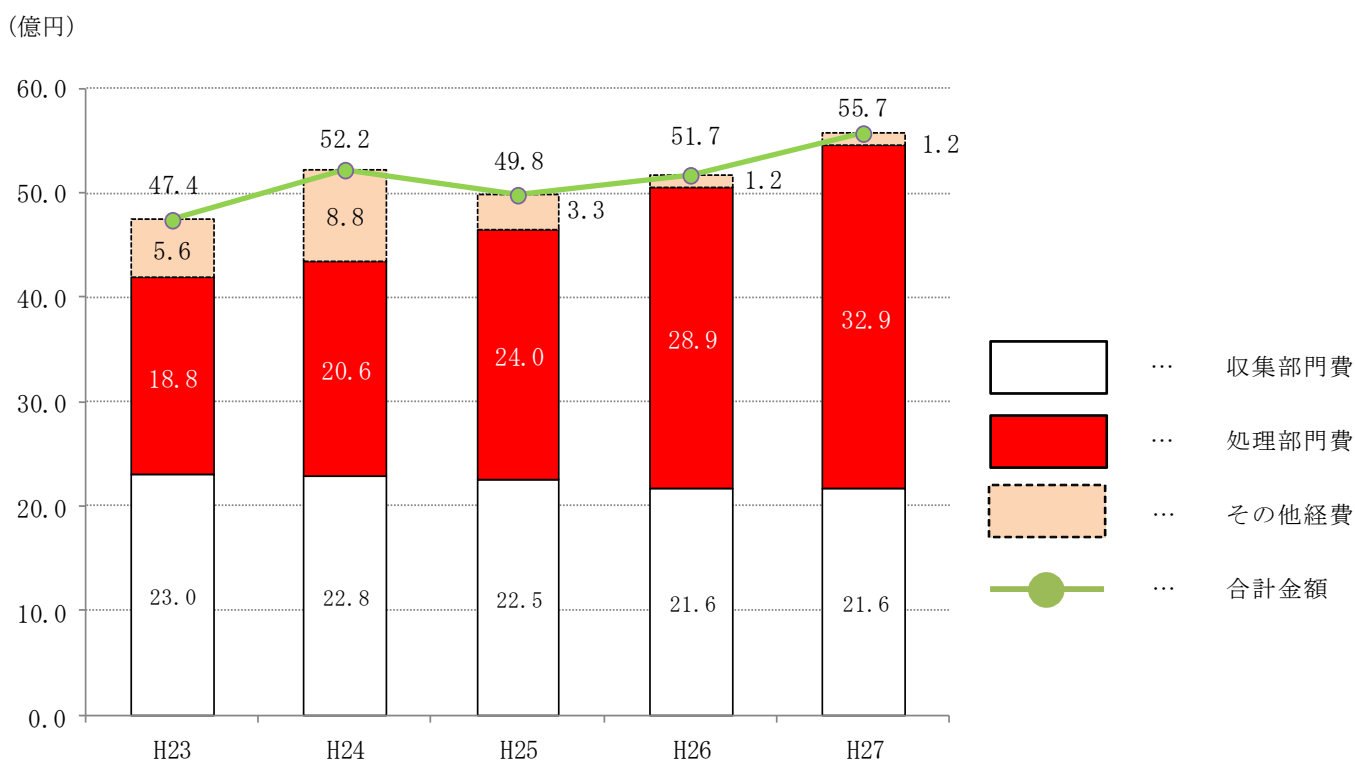
#### ① ごみ収集処理費の部門別経費

(単位：円)

平成 年度	収集経費	処理経費	その他経費	合計 (ごみ収集処理費)
23	2,297,269,213	1,879,546,820	564,889,293	4,741,705,326
24	2,281,034,104	2,064,355,805	878,668,697	5,224,058,606
25	2,252,058,274	2,402,845,774	325,877,394	4,980,781,442
26	2,159,868,675	2,888,415,346	121,656,964	5,169,940,985
27	2,161,878,994	3,291,659,790	116,976,859	5,570,515,643

(注) ごみ収集処理決算額は、塵芥処理費から環境事業部の決算額を抜き出したもの  
 ごみ収集処理決算額 = 塵芥処理費 - 不法投棄対策関連事業費  
 収集部門費は、ごみの収集・運搬に係る経費。処理部門費は、ごみの中間処理・最終処分に係る経費  
 その他経費は、ごみ収集処理経費であるが、啓発活動など直接収集(処理)に係る経費ではない経費

ごみ収集経費の部門別経費の推移



② 年度別収集・処理原価（1 t 当たり）（※その他経費は除く）

（単位：円）

（単位：t）

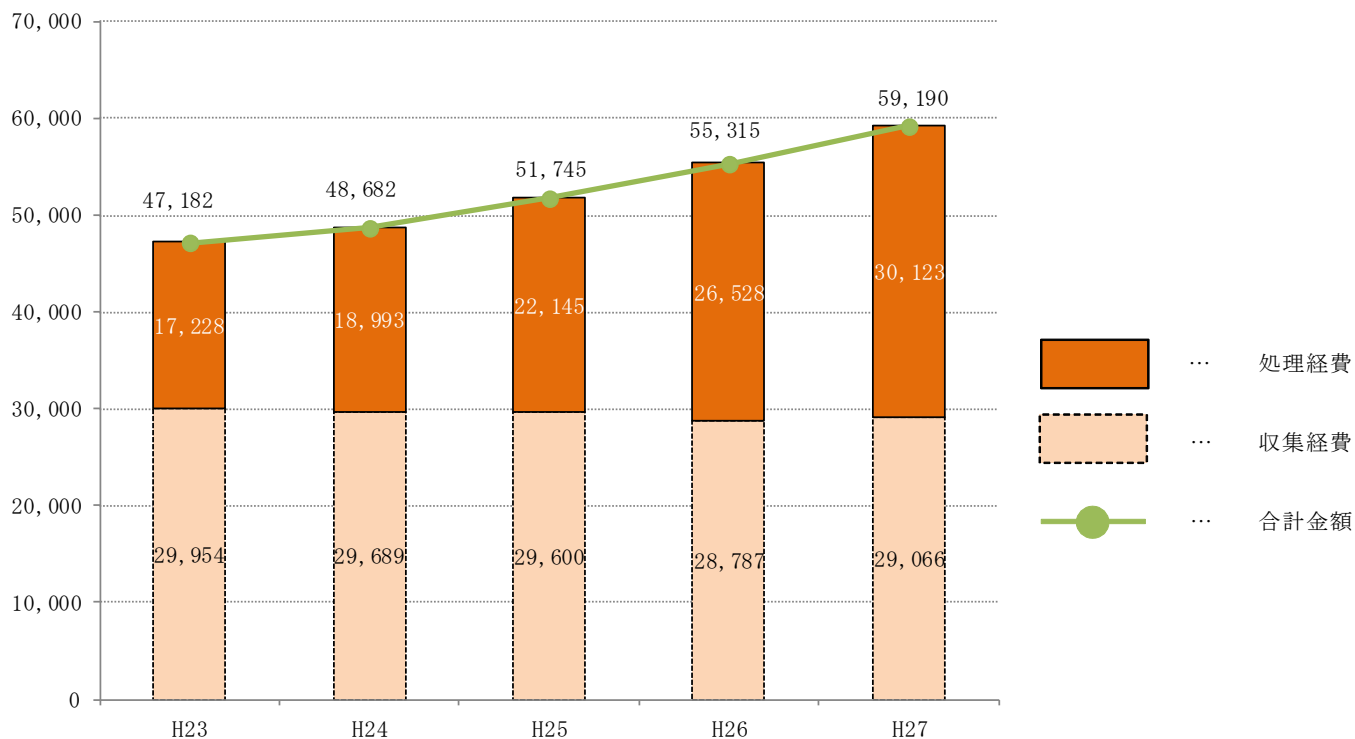
平成 年度	収集経費	処理経費	収集処理経費 (合計)
23	29,954	17,228	47,182
24	29,689	18,993	48,682
25	29,600	22,145	51,745
26	28,787	26,528	55,315
27	29,066	30,123	59,190

ごみ収集量	ごみ処理量
76,692.72	109,099.87
76,831.91	108,689.55
76,083.85	108,503.72
75,029.07	108,882.32
74,377.53	109,273.19

(注) 収集(処理)経費(1 t 当たり) = 収集(処理)部門費 ÷ ごみ収集(処理)量  
 ごみ収集量…ごみ処理量のうち、直接搬入量を除いた数値のことです。  
 収集(処理)経費は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

年度別収集・処理原価（1 t 当たり）の推移

(円)



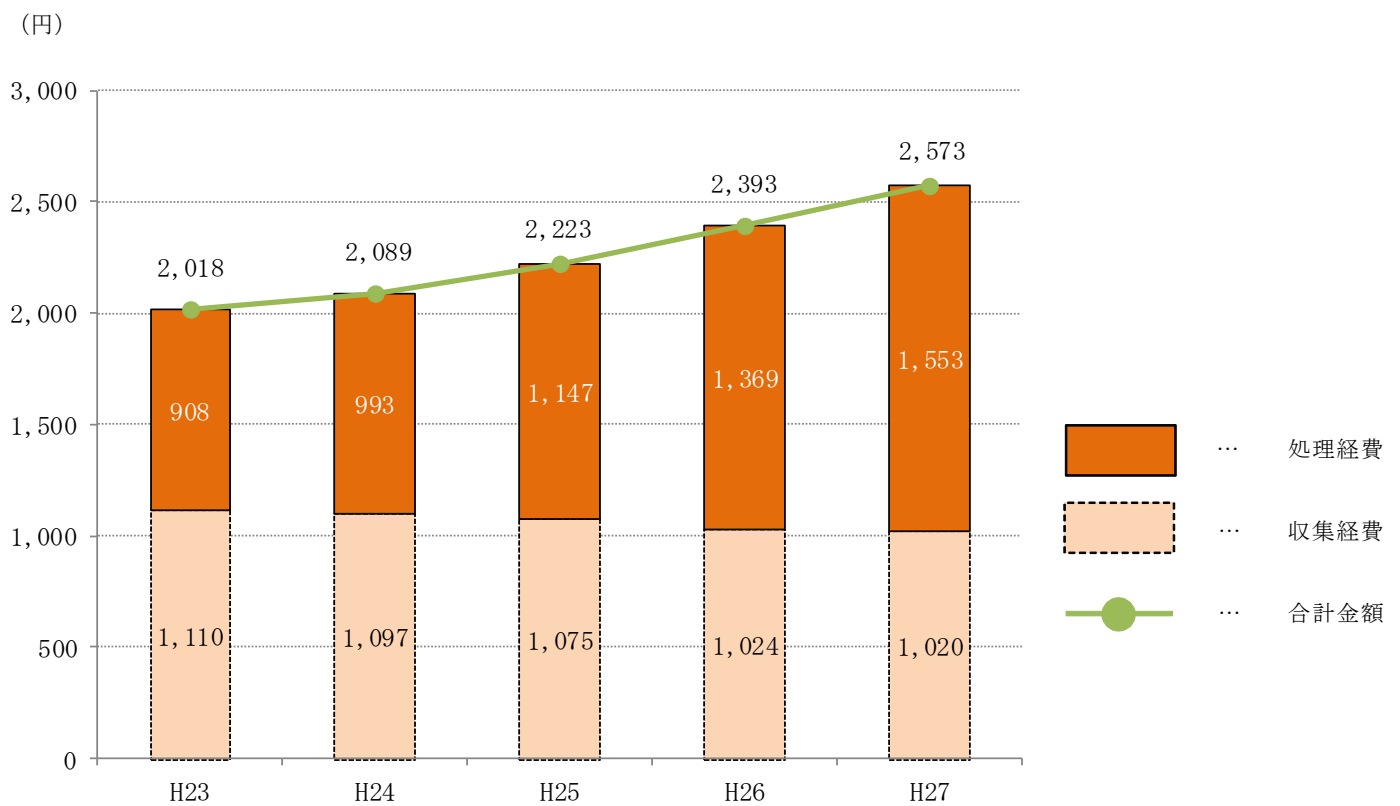
③ 年度別収集・処理原価（1世帯1月当たり）（※その他経費は除く）

（単位：円）

平成 年度	収集経費	処理経費	収集処理経費 (合計)	世帯数 (世帯)
23	1,110	908	2,018	172,477
24	1,097	993	2,090	173,311
25	1,075	1,147	2,222	174,504
26	1,024	1,369	2,393	175,800
27	1,020	1,553	2,573	176,651

（注） 収集（処理）経費（1世帯1月当たり）＝ 収集（処理）部門費 ÷ 世帯数 ÷ 12箇月  
 収集（処理）経費は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

年度別収集・処理原価（1世帯1月当たり）の推移





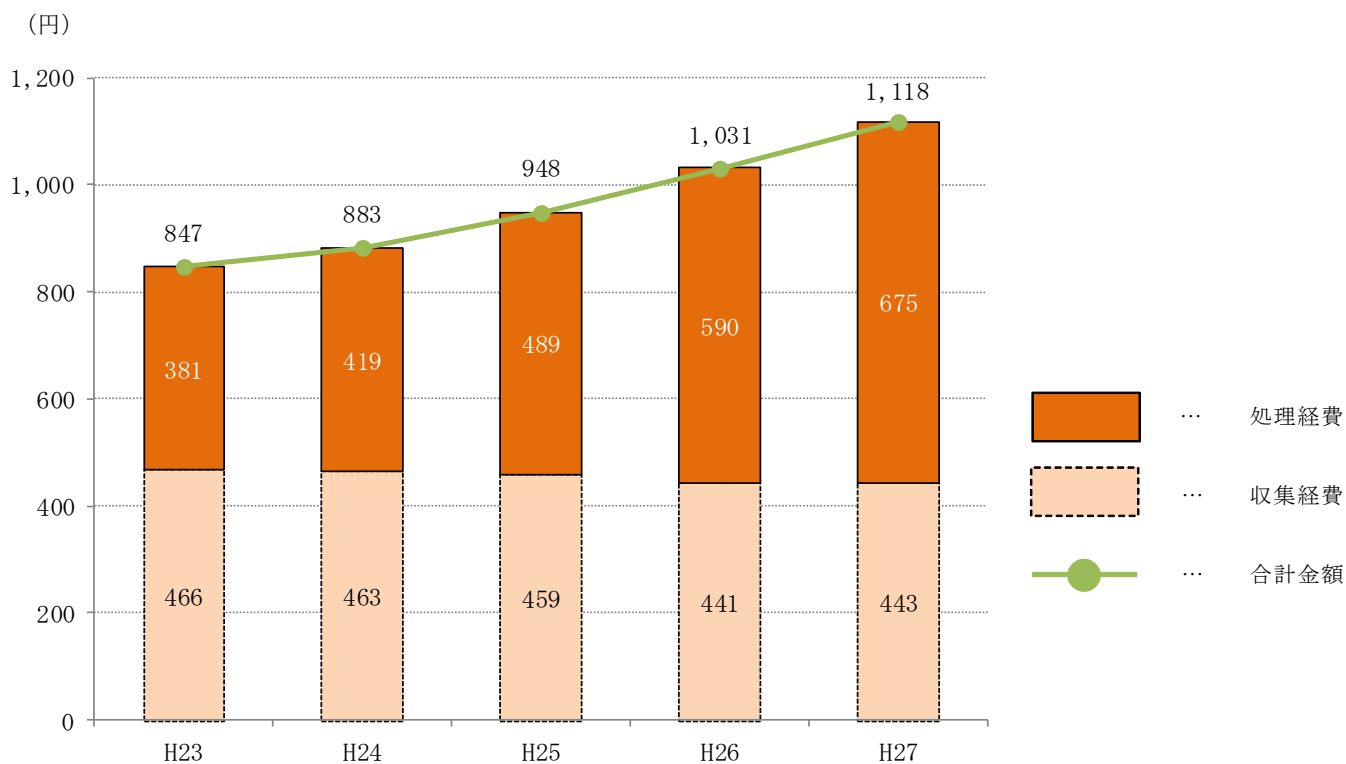
④ 年度別収集・処理原価（1人1月当たり）（※その他経費は除く）

（単位：円）

平成 年度	収集経費	処理経費	収集処理経費 (合計)	人口 (人)
23	466	381	847	410,852
24	463	419	883	410,175
25	459	489	948	409,215
26	441	590	1,031	408,038
27	443	675	1,118	406,454

（注） 収集（処理）経費（1人1月当たり）＝ 収集（処理）部門費 ÷ 人口 ÷ 12箇月  
 収集（処理）経費は小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

年度別収集・処理原価（1人1月当たり）の推移



(4) 家庭系ごみの分別及び収集業務内容

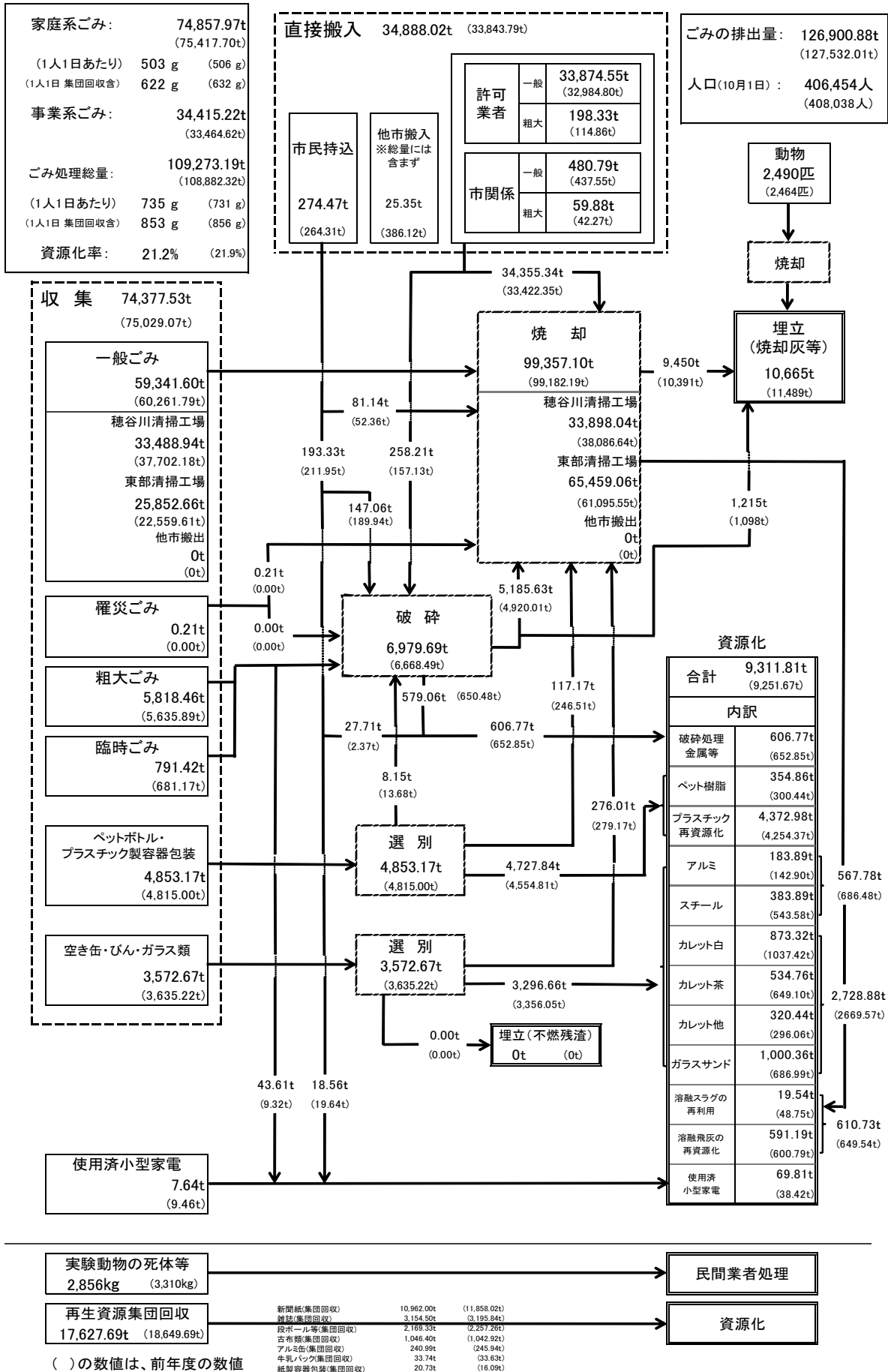
(平成28年4月1日現在)

分別内容		収集業務内容
一般ごみ		<p>一般ごみは、地域別に「月・木」又は「火・金」の定曜日に収集をしている。</p> <p>収集方法は、約10戸に1箇所のステーション収集方式とし、中高層集合住宅については、主にロータリードラム収集方式及びコンテナボックス収集方式としている。</p>
空き缶、びん・ガラス類 (資源ごみ)		<p>空き缶、びん・ガラス類は月2回の指定曜日に収集をしている。</p> <p>収集方法は、約10戸に1箇所のステーション収集方式とし、コンテナボックスを設置しているところは、主にコンテナボックス収集方式としている。</p>
ペットボトル・プラスチック製容器包装 (資源ごみ)		<p>ペットボトル・プラスチック製容器包装は週1回の指定曜日に収集している。</p> <p>収集方法は、約10戸に1箇所のステーション収集方式とし、コンテナボックスを設置しているところは、主にコンテナボックス収集方式としている。</p>
使用済小型家電 (資源ごみ)		<p>市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置している。</p>
粗大ごみなど	粗ごみ	<p>粗ごみは電話及びインターネット申込みにより、月に1世帯1回6点まで無料で戸別収集している。</p> <p>収集日は、原則として受付日の翌週の水曜日である。</p> <p>インターネット申込みは電話での申し込みで粗ごみまたは大型ごみのいずれかの収集が完了している必要がある。</p>
	大型ごみ	<p>大型ごみは大きさや品目でごみ処理手数料を定め、電話及びインターネット申込みにより、月に1世帯1回6点まで有料で戸別収集している。</p> <p>収集日は、原則として受付日の翌週の水曜日である。</p> <p>インターネット申込みは電話での申し込みで、粗ごみまたは大型ごみのいずれかの収集が完了している必要がある。</p>
	臨時ごみ	<p>引越しや片付けなどで出る「粗ごみ」・「大型ごみ」の申し込み点数がそれぞれ6点を超える場合や同一月にそれぞれ2回以上排出する場合は、電話申込により有料で戸別収集している。</p>
	動物の死体	<p>ペットの死体は電話申込により有料で戸別収集している。 (持込みの場合は無料)</p> <p>のら犬、のら猫などの動物死体は無料で収集している。</p>
その他		<p>◎ふれあいサポート収集 日常のごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者の世帯に対して、市の収集職員が玄関先まで伺い、戸別収集をしている。</p> <p>◎大型ごみ持出しサポート収集 屋内の大型ごみを出すことが困難な高齢者や障害者で構成する世帯に対して、市の収集職員が屋内から持ち出し収集している。</p>

(5) 収集処理フローチャート

平成27年度

※埋立量はフェニックス最終処分場での計量数値



## (6) 月別分別収集量及び搬入量

収集作業日数 259 日

(単位：t)

平成 年月	一般ごみ	粗・大型 ごみ	臨時 ごみ	罹災 ごみ	空き缶、 びん・ガラス類	ペットボトル・プラス チック製容器包装	収集合計	直接搬入 ごみ	処理量合計	動物 (匹)
27年 4月	4,986.44	528.03	59.10	—	292.00	408.30	6,273.87	2,827.00	9,100.87	157
5月	4,981.76	536.55	49.06	—	314.59	409.57	6,291.53	2,862.96	9,154.49	178
6月	5,044.83	451.77	52.22	—	292.49	419.16	6,260.47	2,874.92	9,135.39	306
7月	5,073.52	531.95	58.40	0.21	304.95	456.18	6,425.21	2,995.91	9,421.12	258
8月	4,716.87	430.00	58.20	—	343.63	423.66	5,972.36	3,004.76	8,977.12	218
9月	4,762.66	537.61	80.64	—	286.54	420.51	6,087.96	2,894.11	8,982.07	239
10月	4,957.53	521.59	84.11	—	293.19	401.77	6,258.19	3,012.20	9,270.39	185
11月	4,911.21	514.73	60.07	—	276.81	369.86	6,132.68	2,885.80	9,018.48	210
12月	5,411.39	639.05	77.39	—	296.09	378.53	6,802.45	3,279.70	10,082.15	200
28年 1月	5,037.13	361.43	86.91	—	335.75	409.38	6,230.60	2,689.70	8,920.30	177
2月	4,503.76	305.22	55.30	—	270.58	357.28	5,492.14	2,660.93	8,153.07	181
3月	4,954.50	460.53	70.02	—	266.05	398.97	6,150.07	2,900.03	9,050.10	181
合計	59,341.60	5,818.46	791.42	0.21	3,572.67	4,853.17	74,377.53	34,888.02(注)	109,265.55	2,490

(注) 搬入ごみの内訳 (市民持込み：274.47t、許可業者：34,072.88t、市の施設関係：540.67t)

## (7) 年度別分別収集量及び搬入量

(単位：t)

平成 年度	一般ごみ	粗・大型 ごみ	臨時 ごみ	罹災 ごみ	空き缶、 びん・ガラス類	ペットボトル・プラス チック製容器包装	収集合計	直接搬入 ごみ	処理量合計	動物 (匹)
23	60,968.48	6,279.50	731.35	—	3,768.25	4,945.14	76,692.72	32,407.15	109,099.87	2,580
24	61,095.11	6,104.14	854.76	154.63	3,737.90	4,885.37	76,831.91	31,857.64	108,689.55	2,496
25	60,533.51	6,201.77	680.98	58.95	3,766.55	4,901.04	76,083.85	32,419.87	108,503.72	2,442
26	60,261.79	5,635.89	681.17	—	3,635.22	4,815.00	75,029.07	33,843.79	108,882.32(注1)	2,464
27	59,341.60	5,818.46	791.42	0.21	3,572.67	4,853.17	74,377.53	34,888.02	109,273.19(注2)	2,490
32	55,840	5,393	716	—	3,505	5,528	70,984	32,758	103,751	—

(注1) 平成26年度の処理量合計の内訳：収集合計＋直接搬入ごみ＋9.46t(使用済小型家電ボックス回収量)

(注2) 平成27年度の処理量合計の内訳：収集合計＋直接搬入ごみ＋7.64t(使用済小型家電ボックス回収量)

(8) 家庭系・事業系別のごみ処理量の推移

(単位：t)

平成 年度	家庭系	比率 (%)	事業系	比率 (%)	ごみ処理総量 (合計)
23	77,079.05	70.6	32,020.78	29.4	109,099.87
24	77,177.37	71.0	31,512.18	29.0	108,689.55
25	76,542.02	70.5	31,961.70	29.5	108,503.72
26	75,417.70	69.3	33,464.62	30.7	108,882.32
27	74,857.97	68.5	34,415.22	31.5	109,273.19
32	71,415	68.8	32,336	31.2	103,751

(9) 年度別1人1日当たり及び1世帯1日当たりのごみ処理量

(単位：g)

平成 年度	1人1日当たり		1世帯1日当たり	
	ごみ処理量	【家庭系ごみのみ】	ごみ処理量	【家庭系ごみのみ】
23	726 (861)	513 (650)	1,728 (2,050)	1,221 (1,543)
24	726 (858)	515 (648)	1,718 (2,031)	1,220 (1,553)
25	726 (854)	512 (640)	1,704 (2,004)	1,202 (1,502)
26	731 (856)	506 (632)	1,697 (1,987)	1,175 (1,466)
27	735 (853)	503 (622)	1,690 (1,963)	1,158 (1,430)
32	710 (832)	488 (611)	1,519 (1,780)	1,045 (1,307)

(注) 1人(世帯)1日当たりのごみ処理量=ごみ処理総量÷人口(世帯)÷年間日数  
 ごみ処理総量=収集量+直接搬入量(+集団回収量)  
 ( )の数值は集団回収量を含んだ数值である

## (10) 年度別資源ごみ収集量及び資源化率

(単位：t)

平成 年度	行政回収分 資源化量	再生資源 集団回収量	資源化総量 (A)	ごみ処理総量 (B)	《参考》 ごみ処理総量 (集団回収量を含まず)	資源化率 (A) / (B) (%)
23	9,061.14	20,324.04	29,385.18	129,423.91	109,099.87	22.7
24	8,627.54	19,797.43	28,424.97	128,486.98	108,689.55	22.1
25	8,685.00	19,125.17	27,810.17	127,628.89	108,503.72	21.8
26	9,251.67	18,649.69	27,901.36	127,532.01	108,882.32	21.9
27	9,311.81	17,627.69	26,939.50	126,900.88	109,273.19	21.2
32	9,753	17,852	27,604	121,603	103,751	22.7

(注) 行政回収分資源化量は、金属類（粗大ごみ・臨時ごみの破碎後回収分）、ペットボトル・プラスチック製容器包装、空き缶、びん・ガラス類、溶融スラグの再利用、溶融飛灰の再資源化及び使用済小型家電の合計

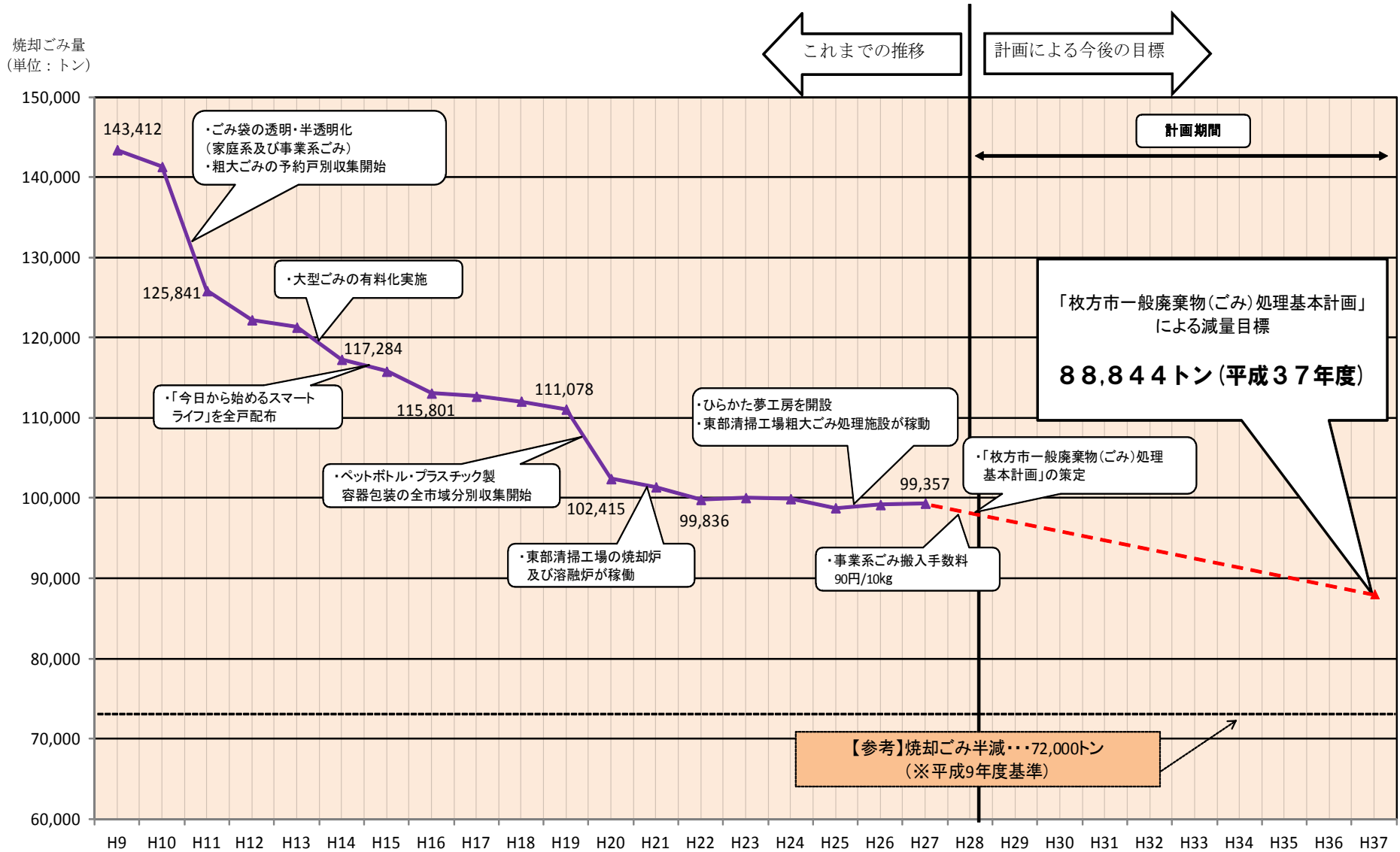
## (11) 年度別焼却処理量及び減量化率

(単位：t)

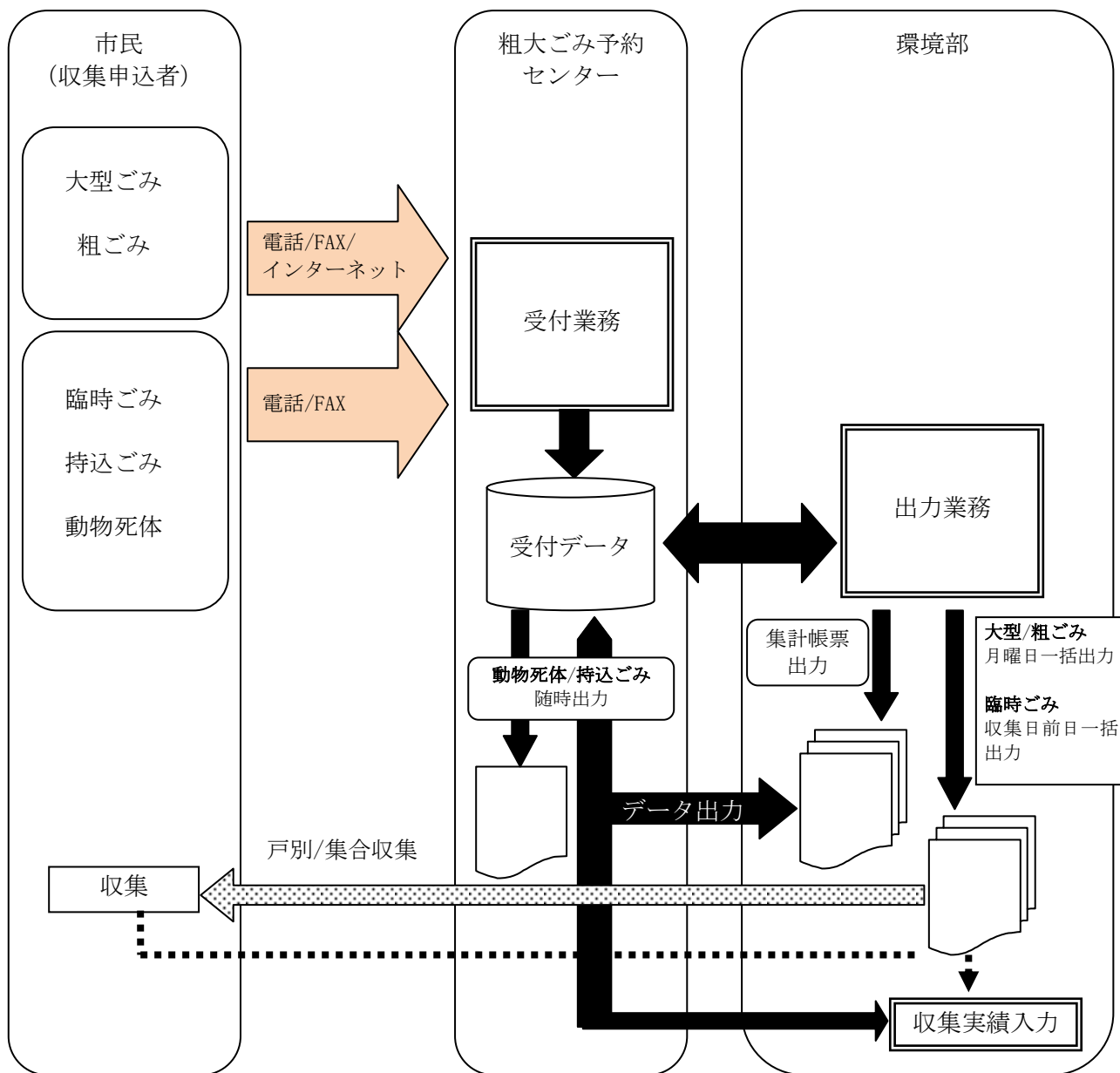
平成 年度	ごみ処理総量	焼却処理量	焼却処理量の 減量化率 (%) (平成9年度比)
【基準年度】 9	149,457.05	143,412.43	—
23	109,099.87	100,049.34	30.2
24	108,689.55	99,923.63	30.3
25	108,503.72	98,791.98	31.1
26	108,882.32	99,182.19	30.8
27	109,273.19	99,357.10	30.7
32	103,751	93,540	34.8

(注) 平成11年度に「焼却ごみ半減」を目標として掲げたため、以来、平成9年度を基準年度としている。

# 枚方市における焼却ごみ減量の推移・目標



(12) 電話及びインターネット受付業務処理概要



(13) 粗大ごみ予約センター電話及びインターネット申込み件数

平成27年度		粗ごみ	大型ごみ	臨時ごみ	動物死体	持ち込み	合計
件数 (件)	電話 (FAX含む)	243,226	28,617	2,467	1,452	4,169	279,931
	インターネット (電話受付時間外)	18,499 (9,382)	1,796 (1,009)				20,295 (10,391)
合計		261,725	30,413				300,226



## (14) 年度別ごみ質調査

## ① 穂谷川清掃工場

(各年度平均値)

区 分		単 位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
物理的組成	紙・布類	%	50.2	57.9	43.8	54.8	51.3
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	%	14.9	18.3	25.4	20.8	21.2
	木、竹、ワラ類	%	6.4	10.9	11.4	6.5	9.3
	ちゅう芥類	%	13.7	8.1	12.2	11.5	10.4
	不燃物類	%	7.9	1.9	3.6	3.4	4.4
	その他	%	6.9	2.9	3.6	3.0	3.4
	合 計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
化学的組成	単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	194	158	166	152	146
	水 分	%	51.2	54.0	46.7	45.3	46.0
	灰 分	%	9.6	6.6	6.9	6.3	7.3
	可 燃 物	%	39.2	39.4	46.4	48.4	46.6
	プラスチック混入率	%	6.3	13.7	21.9	18.0	18.0
	低位発熱量	J/g	8,706	7,313	8,502	8,800	8,375

## ② 東部清掃工場

(各年度平均値)

区 分		単 位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
物理的組成	紙・布類	%	49.5	55.6	50.5	52.2	43.9
	ビニール、合成樹脂、 ゴム、皮革類	%	27.3	19.2	25.3	24.1	23.2
	木、竹、ワラ類	%	4.6	7.9	8.5	9.8	18.5
	ちゅう芥類	%	10.9	11.7	7.4	5.9	6.5
	不燃物類	%	3.8	2.5	3.8	2.8	1.9
	その他	%	3.9	3.1	4.5	5.2	6.0
	合 計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
化学的組成	単位容積重量	kg/m <sup>3</sup>	160	181	183	178	173
	水 分	%	43.8	46.8	46.1	48.8	48.2
	灰 分	%	6.8	7.1	7.1	6.9	6.1
	可 燃 物	%	49.4	46.1	46.8	44.3	45.7
	プラスチック混入率	%	25.7	18.0	23.2	21.6	21.9
	低位発熱量	J/g	9,140	8,936	8,456	8,158	8,575

## (15) 清掃工場発電設備における発電の状況

(単位：MWh)

清掃工場名	発電量	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
穂谷川 清掃工場	総発電量	3,294	3,146	3,591	4,037	3,581	
	利用内訳	自家消費	3,294	3,146	3,591	4,037	3,581
		売電	0	0	0	0	0
東部清掃工場	総発電量	29,385	32,696	32,051	29,640	29,862	
	利用内訳	自家消費	14,243	14,746	15,297	14,354	14,908
		売電	15,142	17,950	16,754	15,286	14,954

## (16) 清掃工場におけるダイオキシン類測定調査結果

## 【平成27年度測定結果】

(単位 排出ガス：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、排水：pg-TEQ/L、焼却灰、集じん灰、熔融残渣：ng-TEQ/g)

測定対象物	測定場所	測定日	測定結果	法令基準値
排出ガス	穂谷川清掃工場	平成27年6月24日	0.19	1
		平成27年12月16日	0.12	
	東部清掃工場 1号焼却炉	平成27年6月25日	0.0093	
		平成27年12月17日	0.012	
	東部清掃工場 2号焼却炉	平成27年5月29日	0.0094	
		平成28年1月13日	0.019	
排水	穂谷川清掃工場	平成27年6月23日	0.000060	10
		平成27年12月9日	0.000031	
	東部清掃工場	平成27年6月5日	0.000048	
		平成27年12月7日	0.0013	
焼却灰	穂谷川清掃工場	平成27年4月22日	0.0031	－(注)
		平成27年12月22日	0.0067	
集じん灰	穂谷川清掃工場	平成27年4月22日	0.19	－(注)
		平成27年7月22日	0.27	
		平成27年9月2日	0.25	
		平成27年11月25日	0.24	
		平成27年12月22日	0.18	
熔融残渣	熔融スラグ	平成27年5月27日	0	3
		平成27年10月6日	0.0011	
	洗煙系脱水汚泥 (メタル含む)	平成27年4月13日	0.043	
		平成27年10月5日	0.035	
	大塊物	平成27年4月13日	0.00082	
		平成27年10月5日	0.00016	
	鉄分	平成27年4月13日	0.027	
		平成27年10月5日	0.0032	

(注) 焼却灰・集じん灰のダイオキシン類測定値は薬剤処理後の含有量です。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定める方法（薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法）で適切に処理した焼却灰・集じん灰処理物には、ダイオキシン類に係る基準は適用されません。

## 5. ごみ減量・環境美化推進事業



## (1) ごみ減量推進事業

### ① スマートライフ啓発事業

本市では、ごみの減量に向けたキーワードとして、4R<sup>\*</sup>の行動を掲げ、スマートライフの普及・啓発（ごみを減らして環境にやさしい生活）事業を推進しており、市民等を対象としたスマートライフの啓発活動をのべ26,836人に実施しました。

また、消費生活センターや、廃棄物減量等推進員との協働による啓発キャンペーンなどを実施しました。

#### 【主なキャンペーン内容】

キャンペーン	回数	啓発人数（のべ数）
台所ごみ水切りキャンペーン	12回	2,059人
マイバッグ、マイボトル・マイカップ持参キャンペーン	30回	7,323人
手付かず食品削減キャンペーン	6回	1,647人

※ 4Rとは、Refuse（リフューズ：不要なものを「断る」）、Reduce（リデュース：ごみになるものを「減らす」）、Reuse（リユース：使えるものを「繰り返し使う」）、Recycle（リサイクル：ごみを「資源化する」）の4つの頭文字を取ったものです。

### ② 広報ひらかたへのごみの減量等に係る記事の掲載

市の広報紙「広報ひらかた」において、ごみの減量等に係る記事をのべ28回掲載しました。

項 目	回数
生ごみ堆肥化関連記事	13回
ひらかた夢工房関連記事	8回
その他（イベント、再生資源集団回収報償金交付制度など）	7回

### ③ 環境学習

市内の小学校45校及び保育所・保育園・幼稚園30園において、ごみの処理や減量等について学ぶ環境学習を実施しました。小学生を対象とした環境学習では、「ごみとリサイクルの話・パッカー車収集体験」や「ダンボール箱を使った生ごみの堆肥化」をテーマとし、ごみを収集車に入れる作業体験や、生ごみ堆肥の作製と、堆肥を利用した野菜作りを体験しました。



（ごみの収集作業体験）



（生ごみ堆肥の作製体験）

④ 枚方市スマートライフポスターコンクール

市内在住、在学の小中学生を対象にスマートライフポスターコンクールを実施し、平成27年度のテーマは『ごみ減量で、美しい街ひらかた』でした。応募総数865点（11小学校）の中から、市長賞1点、教育長賞1点、市議会議長賞1点、優秀賞5点、スマートライフ賞39点を選出しました。

⑤ エコショップ制度

エコショップとは、「ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言した小売店」のことであり、平成28年3月末現在で39店舗が登録されています。

⑥ 生ごみ堆肥化事業

【1】 生ごみ堆肥化促進容器（コンポスト容器）の貸与制度

生ごみを堆肥化し、資源として利用することによりごみの減量を進めるもので、平成4年7月から市民モニター制度として開始しました。生ごみはごみ量全体の約4割（重量比）を占めることから、ごみ減量が期待でき、現在までにモニターあるいは貸与によってコンポスト容器を使用した本市の世帯は次のとおりです。

【モニター・貸与世帯数】

平成 年度	23	24	25	26	27	累 計
世帯数	19	15	20	20	20	4,352

【2】 EM（Effective Micro-organisms・有用微生物群）による生ごみ堆肥化

EMを利用して生ごみを速く良質の堆肥にしようとするもので、平成7年度からモニター制度を開始しています。

【モニター世帯数】

平成 年度	23	24	25	26	27	累 計
世帯数	30	30	30	30	30	1,640

【3】 段ボールを使った生ごみ堆肥化

平成17年度から、生ごみ堆肥化講習会に参加した市民で、希望された方に段ボールを使った生ごみ堆肥化のモニターとして実践していただいています。

【モニター世帯数】

平成 年度	23	24	25	26	27	累 計
世帯数	39	36	76	37	10	507

【4】 生ごみ堆肥化講習会

講習会名	平成 年度				
	23	24	25	26	27
コンポスト貸与・EMモニター事前講習会	2回	2回	2回	2回	2回
生ごみ堆肥化・土づくり講習会	10回	11回	12回	12回	12回
出前塾・説明会等	7回	6回	3回	2回	4回

⑦ 廃棄物減量等推進員

平成10年8月に創設した廃棄物減量等推進員制度については、平成28年3月現在で校区コミュニティの推薦により、全45校区556人の推進員を任命しました。推進員には研修会・施設見学会・ごみ減量講演会への参加を通じて、地域での啓発活動を行っていただいています。

平成 年度	23	24	25	26	27
校区	45校区	45校区	45校区	44校区	45校区
推進員	509人	518人	544人	548人	556人

⑧ ごみ減量等情報紙「スマートライフニュース」の発行

環境部のごみ減量活動やイベントの報告などを配信する情報紙「スマートライフニュース」を定期的に発行し、各自治会や廃棄物減量等推進員等への配布や、公共施設への掲示を行うなど、ごみ減量の啓発に努めています。平成27年度は2回発行しました。

発行月	掲載内容
平成27年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートライフキャンペーンの実施報告</li> <li>・平成 27 年度廃棄物減量等推進員総会の開催報告</li> <li>・ひらかた夢工房発表会の開催報告</li> <li>・生ごみ堆肥化土づくり講習会の案内</li> </ul>
平成28年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2015 ごみ減量フェアの開催報告</li> <li>・高校生スマートライフレシピコンテストの開催報告</li> <li>・小学校での環境学習の取り組み</li> <li>・生ごみ堆肥化土づくり講習会の案内</li> </ul>

⑨ 不用品交換情報ネットワーク

大型ごみの減量を目的に、不用品交換情報ネットワーク事業を実施しています。市民や事業者から提供された「あげます」「ください」の情報を掲載し、使用可能な不用品を交換して有効利用することによりごみを減量しようとするものです。

不用品交換情報ネットワークの実績

平成27年度	あげます	ください	合 計
情報掲載件数	0 件	0 件	0 件

⑩ ひらかた夢工房の運営

「ひらかた夢工房」は、ごみの発生抑制・再使用・再生利用など、ごみ減量施策に沿った市民活動を市民ボランティアが行い、循環型社会の構築とごみの減量・リサイクルを目的とするとともに、地域環境学習拠点及びリサイクル活動の更なる活性化を目指して、平成25年4月に開設しました。

活動団体	活動内容
枚方エコサイクル	古くなったり、壊れたりした自転車を修繕・修復し、再び快適に乗れるように整備をしています。
きつつき木工	不要となった木材を使って、手作りで机やイスなどの木工作品に再生しています。また、夏休みなどには、小学生を対象とした木工教室も開催しています。
枚方市生ごみ堆肥化連絡会	家庭から出る調理くずなどの生ごみを堆肥化して、ごみの減量につなげています。
彩（いろどり）	着る機会がなくなった着物や不要となった布地を使い、洋服や小物類などを作っています。また、リサイクル衣料教室も開催しています。
おもちゃの診療所	壊れてしまったおもちゃを預かり、修理しています。
枚方自助具工房	様々な身体状況（老化・疾病・後遺症など）により、日常生活が困難になった人の動作を助ける小さな道具（自助具）を不要となった木材などを使って製作しています。

※ 平成27年6月に、ひらかた夢工房の活動を紹介するイベント「第2回ひらかた夢工房発表会」を開催しました。

⑪ ごみ減量フェア

ごみの減量を推進するため、穂谷川清掃工場でごみ減量フェアを開催しました。フェアでは、52区画のフリーマーケットの出店があったほか、ひらかた夢工房による木工、衣類、自転車の再生販売、おもちゃの修理等がありました。また、粗大ごみとして排出されたものの中から再使用可能なもの（リユース品）を無料抽選により市民に提供しました。

日時	主なイベント	場所	来場者数
平成27年 11月1日(日) 10時～15時	フリーマーケット、ひらかた夢工房の展示・販売、修理した粗大ごみなどの無料抽選会、塵芥収集車の展示、収集体験、高校生スマートライフレシコンテストの開催、ごみ減量をテーマとした飲食の販売	穂谷川清掃工場	約4,100人



(ひらかた夢工房における活動)



(ごみ減量フェア)



⑫ ふれあいF e s t a 氷室・里の駅

ごみ処理について市民の理解を深めるとともにごみ減量を推進するため、本市の東部清掃工場周辺住民だけでなく、京田辺市住民の方々も参加・共同した「ふれあい Festa 氷室・里の駅」を東部清掃工場で開催しました。Festa では、施設見学のほか、枚方有数の里山で収穫された新鮮な農産物や京田辺市の特産品の販売、敷地を除草するミニヤギとのふれあいなどを行い、来場者で賑わいました。

日時	主なイベント	場所	来場者数
	野菜、果物等の品を販売、敷地、資源の回収	東部清掃工場	約70人



(ごみ減量講演会)

(ふれあいF e s t a 氷室・里の駅)

⑬ ごみ処理施設見学者数

市民、事業者を対象にごみ処理状況を知ってもらい、分別収集及びごみの減量化を図るとともに、廃棄物処理に対する意識を高めることを目的とし、ごみ処理施設見学会を実施しています。

平成 年度	23	24	25	26	27
穂谷川清掃工場	669 人	0 人	326 人	412 人	468 人
東部清掃工場	4,159 人	4,749 人	4,432 人	4,993 人	4,240 人

※ 穂谷川清掃工場では平成24年度に第2プラントの解体工事を行っていたため、実施していません。



(ごみ処理施設見学会)

⑭ ごみ減量講演会

ごみの減量を推進するため、市民等を対象に、ごみ減量等に関する講演会を開催しました。

日時	テーマ	講師等	場所	参加人数
平成28年 2月19日(金) 13時～15時	ごみを減らしてすっきり スマートライフ! ～2Rのススメ～	山川 肇 京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授	メセナ 枚方	80人

⑮ 再生資源集団回収報償金交付制度

平成6年7月から、再利用可能な品目の再資源化によるごみ減量を促進するため、「再生資源集団回収報償金交付制度」を開始しました。この制度は、対象品目の集団回収を定期的  
に実施している団体に対し、1kg当たり4円の報償金を交付することにより、ごみの減量及  
び資源の有効利用並びにごみ問題の意識向上を図ることを目的としています。報償金の交付  
対象は、市内に居住する者で構成する団体で営利を図ることを目的としないものです。

(単位：kg)

平成 年	23	24	25	26	27
新聞紙	13,107,027	12,815,375	12,254,449	11,858,015	10,961,997
雑誌	3,517,885	3,364,364	3,258,797	3,195,835	3,154,504
ダンボール等	2,153,116	2,176,973	2,188,286	2,257,260	2,169,327
古布類	1,276,875	1,160,291	1,130,522	1,042,919	1,046,402
アルミ缶	215,002	222,113	242,952	245,942	240,994
牛乳パック	37,006	36,522	35,932	33,634	33,736
紙製容器包装	17,124	21,796	14,229	16,088	20,734
合計	20,324,035	19,797,434	19,125,167	18,649,693	17,627,694
登録団体数(団体)	598	599	601	604	612
報償金(円)	81,246,400	79,139,100	76,452,100	74,549,300	70,459,800

※ 各年の集計は1月から12月まで

## ⑩ 事業系ごみ減量指導事業

平成16年度から、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例及び規則に基づく事業系ごみの減量指導として、月平均2.5トン以上一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）に対して、廃棄物管理責任者の選任・変更届及び事業系一般廃棄物減量等計画書の作成・提出を求め、計画書に基づいた適正処理の状況や先進事例の取り組みに関して立入調査を行っています。

平成 年度	23	24	25	26	27
対象事業者数	98	92	80	74	83
立入調査事業者数	33	13	23	16	22

## (2) 環境美化推進事業

### ① 資源ごみ等の持ち去り防止対策事業

ごみ置き場等に排出された市が収集する資源ごみ等の持ち去り行為の禁止を規定する「枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」の改正条例を平成25年1月1日より施行（過料の適用については平成25年4月1日から）しました。

本市の排出ルールに基づき、家庭からごみ置き場等に排出された資源ごみ等を、市長及び市の委託を受けた者以外の者が持ち去ること（収集・運搬）を禁止しています。

平成27年度は、環境部職員及び委託事業者による持ち去り行為防止巡回啓発活動を758回実施し、持ち去り行為者のべ39人に対して啓発・指導を行い、その内1人に禁止命令書を交付しました。

※ 持ち去り行為を禁止している資源ごみ等とは、資源ごみの「空き缶、びん・ガラス類」及び粗大ごみの「大型ごみ及び粗ごみ」のことです。

### ② 地域清掃への支援

環境部環境総務課では、自治会や企業、個人等が地域の複数種類の公共場所（例えば、市道の側溝、公園、緑地、水路など）を同時に清掃される地域清掃（美化）活動に対し、ごみ袋の配布やごみ収集の支援を行っています。

平成27年度は、地域清掃に263団体が登録をされ、延べ791回の活動が行われました。

なお、公共場所の清掃区域が公園のみといった単一の場合は、その公共場所の管理者が収集等の支援を行っています。

### ③ アダプトプログラム

環境美化に対する意識の向上を図ることを目的に、市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域環境美化活動を推進するため、平成13年度からアダプトプログラムの試行を開始し、平成14年度から本格実施しています。

登録団体に対しては、ごみの収集や清掃用具の貸出し、アダプトサインの提供など、幅広い支援を行っています。

平成27年度は、3団体が新しく登録をされ、57団体が延べ398回の活動が行われました。

※ アダプトサインとは、アダプトプログラムの登録団体がこの場所で活動していることを示す掲示板です。

### (3) 廃棄物減量等推進審議会

平成6年度から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市廃棄物減量等推進審議会を設置し、一般廃棄物処理計画の策定及び変更に関する事項や廃棄物の減量及び適正処理に関する重要事項を調査審議しています。

平成27年度	審議内容
第1回 (5月26日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定について(諮問)</li> <li>○一般廃棄物(ごみ)処理基本計画における重点施策・事業の平成26年度実績及び平成27年度事業計画について(報告)</li> </ul>
第1回一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定部会(以下「策定部会」という。) (7月1日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部会長及び副部会長の選出について</li> <li>○ごみ組成分析調査の結果(速報)について</li> <li>○アンケート調査の実施について</li> <li>○ごみの現状と課題について</li> </ul>
第2回策定部会 (7月30日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画(改訂版)におけるごみ計画量の評価について</li> <li>○ごみ量の将来推計について</li> <li>○次期基本計画における計画目標項目等について</li> </ul>
第3回策定部会 (8月25日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画(改訂版)におけるごみ計画量と平成26年度実績について</li> <li>○ごみ収集処理費用の費用について</li> <li>○ごみの組成分析調査の結果について</li> <li>○ごみ量の将来推計について</li> <li>○次期基本計画における計画目標等について</li> </ul>
第4回策定部会 (9月28日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)について</li> </ul>
第2回 (10月26日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)について</li> </ul>
第3回 (11月16日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(素案)について</li> <li>○一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の重点施策・事業の進捗状況について</li> </ul>
第4回 (1月25日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定について」(答申)</li> <li>○可燃ごみ広域処理施設整備基本計画(案)について</li> <li>○大型ごみ持出しサポート収集について</li> <li>○計量ダイエットモニターの結果について</li> </ul>
第5回 (2月23日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成26年度枚方市生活排水処理の進捗について</li> <li>○「第2次枚方市生活排水処理基本計画」の見直しについて</li> <li>○淀川衛生工場の方向性について</li> <li>○平成27年度ごみ処理基本計画重点施策・事業の実施状況及び平成28年度取り組み内容(案)について</li> </ul>

## 6. 施設 の 概 要



(1) 施設の概要

① 穂谷川清掃工場

【所在地】 枚方市田口5丁目1番1号

【敷地面積】 38,941㎡

【各施設の概要】

施設名	開設年月日	建築面積 (㎡)	建物構造
第3プラント	昭和63年3月	2,980	鉄骨鉄筋コンクリート造
旧破碎棟(破碎処理施設)	昭和55年3月	577	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 2階建
旧破碎棟(資源ごみ置き場)	平成17年3月22日	570	鉄骨造(一部RC)平屋
施設管理事務所	平成25年4月1日	648	鉄骨造
管理棟	昭和49年3月31日	795	鉄筋コンクリート造3階建
ひらかた夢工房棟	昭和40年3月2日 (平成25年3月改築、 平成25年4月1日開所)	232	鉄骨造2階建
乾燥室	平成3年4月10日	59	鉄骨造平屋建
公用車車庫	昭和49年12月10日	1,208	鉄骨造耐火構造
リフォーム・倉庫・ 車両整備室棟	平成2年4月12日 (平成25年3月改築)	626	軽量鉄骨造平屋建
リサイクル倉庫	平成8年3月31日	66	軽量鉄骨造平屋建

【形式・処理方式・能力等】

施設名	形式	能力	設計施工
第3プラント	全連続燃焼式焼却炉	200t/24h×1基	(株)クボタ
破碎処理施設 (平成25年4月から休止)	アイダル式シュレッダ	75t/5h (破碎施設30t/5h, 剪断施設45t/5h併用)	(株)クボタ
排水処理施設	凝集沈殿+砂濾過+キレー ト樹脂吸着+活性炭吸着	402m <sup>3</sup> /日	ユニチカ(株)
動物焼却炉	バッチ式焼却炉	50kg/h	(株)サンチク

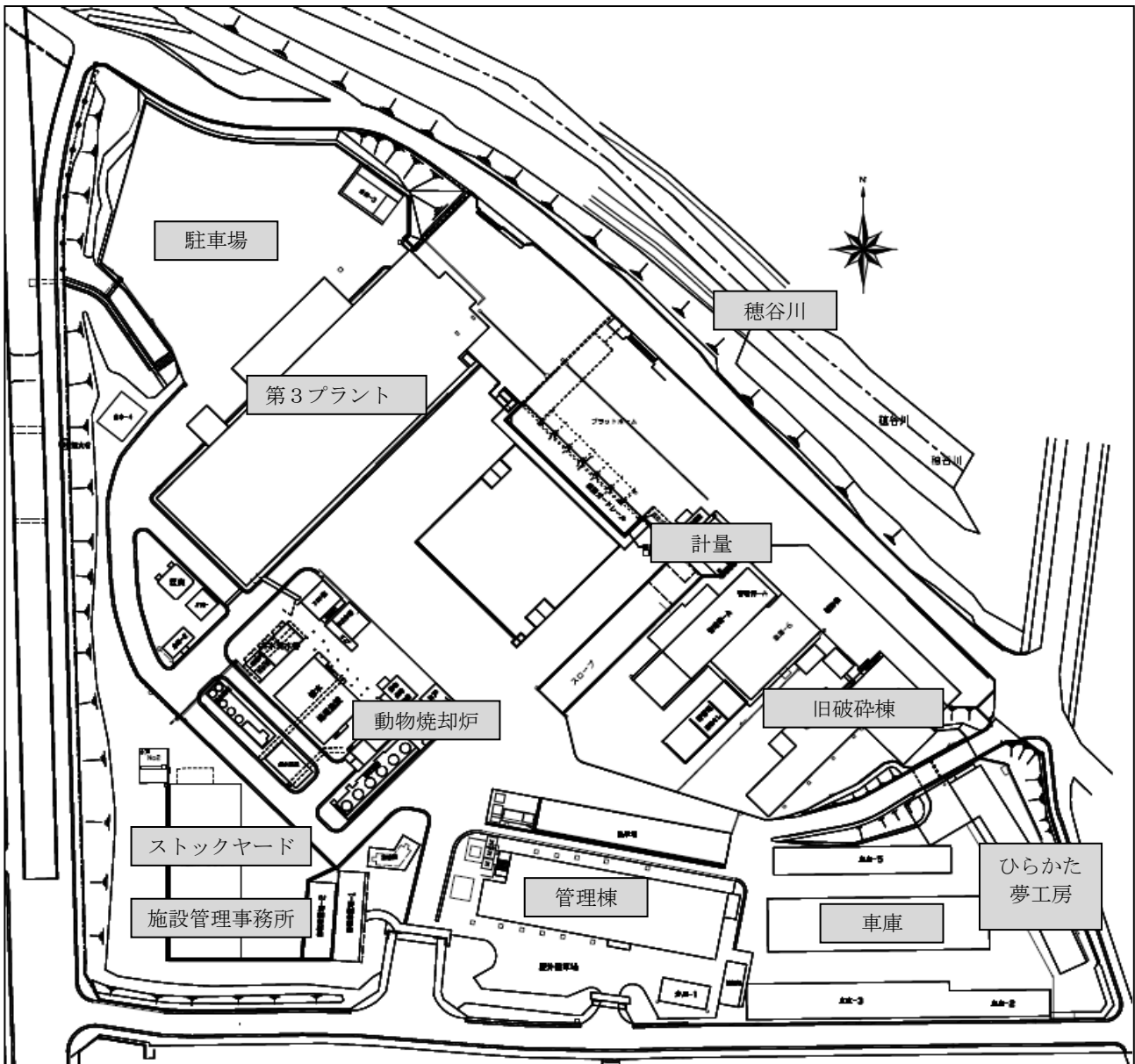


(穂谷川清掃工場)



(穂谷川清掃工場 車庫)

【穂谷川清掃工場配置図】





② 枚方市東部清掃工場

【所在地】 枚方市大字尊延寺2949番地

【敷地面積】 51,350.55㎡

【各施設の概要】

施設名	開設年月日	建築面積 (㎡)	建物構造
焼却棟	平成20年 5月30日	6,157.53	鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階 地上6階建
管理棟		492.60	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上3階建
計量棟		118.48	鉄骨造 平屋建
洗車棟		600.96	鉄骨造 平屋建
ガスガバナー室		30.01	鉄筋コンクリート造 平屋建
駐輪場		2.00	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 平屋建
守衛室		19.22	鉄骨造 平屋建
破碎棟	平成25年 3月19日	1,930.84	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階建

【形式・処理方式・能力等】

施設名	形式	能力	設計施工
焼却炉	全連続燃焼式焼却炉	240t/24h (120t/24h×2基)	川崎重工業(株)
溶融炉	燃料式灰溶融炉	24t/24h×2基 (交互運転)	
発電設備	抽気復水タービン	4,500kW	
破碎設備	一次破碎機(低速二軸せん断式) 二次破碎機(衝撃せん断回転式)	39t/5h	(株)大原鉄工所

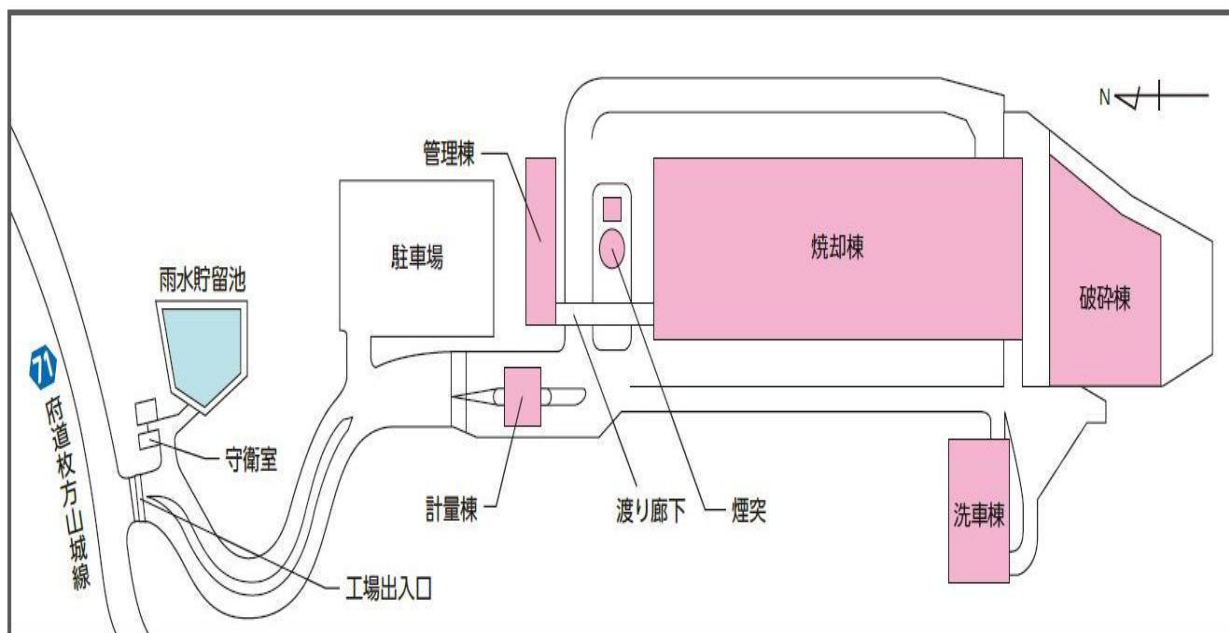


(東部清掃工場 ごみ焼却施設)



(東部清掃工場 粗大ごみ破碎処理施設)

【東部清掃工場配置図】



③ 一般廃棄物最終処分場

【所在地】(処分場) 枚方市大字穂谷2308番地  
 (排水処理施設) 枚方市大字穂谷2121番地  
 【敷地面積】(処分場) 47,883m<sup>2</sup>  
 (排水処理施設) 4,700m<sup>2</sup>

【各施設の概要】

施設名	開設年月日	建築面積 (m <sup>2</sup> )	建物構造
処分場	昭和60年3月 (平成14年3月埋立終了)	—	—
排水処理施設	昭和60年3月 (平成17年4月休止)	251.05	鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建

④ 日置河原池最終処分場跡地

【所在地】 枚方市招提南町3丁目1022番1号  
 【敷地面積】 7,910m<sup>2</sup>

【各施設の概要】

施設名	開設年月日	建築面積 (m <sup>2</sup> )	建物構造
日置河原池最終処分場跡地	昭和47年12月 (平成6年3月廃止)	—	—

⑤ 北河内4市リサイクルプラザ

※設置主体：北河内4市リサイクル施設組合

【所在地】 寝屋川市寝屋南1丁目7番1号  
 【敷地面積】 4,840m<sup>2</sup>

【各施設の概要】

施設名	竣工年月日	延床面積 (m <sup>2</sup> )	建物構造
管理棟	平成19年12月31日	601	鉄筋コンクリート造 3階建
処理棟		4,017	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4階建

【形式・処理方式・能力等】

施設名	処理方式	処理能力	設計施工
処理棟	選別・圧縮梱包処理	53t/日（11h稼働）	新明和工業（株）

【北河内4市リサイクルプラザ配置図

※設置主体：北河内4市リサイクル施設組合】



(2) 関係連絡先一覧

名称	所在地	連絡先
環境総務課	枚方市田口5丁目1番1号	072-807-6211 072-849-6645 (FAX)
減量業務室		072-849-5374 (減量・開発関係) 072-849-7969 (収集関係) 072-848-1821 (FAX)
穂谷川清掃工場		072-849-0200 072-849-0206 (FAX)
東部清掃工場	枚方市大字尊延寺2949番地	072-858-6962 072-858-6964 (FAX)
枚方京田辺環境施設組合		072-896-1570 072-896-1571 (FAX)
北河内4市リサイクル施設組合	寝屋川市寝屋南1丁目7番1号	072-823-2038 072-880-7770 (FAX)



## 7. 平成28年度枚方市一般廃棄物処理実施計画(ごみ編)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、下記の一般廃棄物処理計画を策定したので、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（平成5年枚方市条例第30号）第14条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

枚方市長 伏見 隆

記

- 1 平成28年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画  
別紙のとおり。
- 2 平成28年度枚方市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画  
別紙のとおり。





# 平成 28 年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

平成 28 年 3 月

枚 方 市

# 目 次

1. 目的
2. 計画地域
3. 計画期間
4. 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量
5. 重点的に実施する取り組み
6. 主な取り組み
7. 市民・事業者の責務等
8. 収集・運搬計画
9. 中間処理計画
10. 最終処分計画
11. リサイクル制度等への対応
12. 市が処理しないごみ等

別表 1 収集・運搬及び処理する事業者

別表 2 家庭系ごみの排出・搬入方法

別表 3 市が処理しないごみ等

## 1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、枚方市の区域内の一般廃棄物（ごみ）を適正に処理し、ごみ減量・リサイクルに関する取り組みを推進するため、一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を定めるものである。

## 2. 計画地域

枚方市全域

## 3. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

## 4. 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量

本市で発生する一般廃棄物（ごみ）の排出量は次のとおりである。

種 別	見込み量
総排出量	125,760 t
家庭系ごみ	92,420 t
事業系ごみ	33,340 t
動物の死体	2,400 匹

※事業者等が自ら処理する量は除く。

## 5. 重点的に実施する取り組み

### (1) 小型家電リサイクルの推進

#### 【基本方向 1 家庭系ごみの 4 R の推進】

市内 20 か所に回収ボックスを設置し、使用済小型家電を回収するとともに、粗大ごみとして排出された中からピックアップによる回収を行い、小型家電リサイクルの取り組みを本格的に実施する。回収した使用済小型家電については、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づく認定事業者へ引渡しを行う。

### (2) 紙類のリサイクルの推進

#### 【基本方向 1 家庭系ごみの 4 R の推進、基本方向 2 事業系ごみの 4 R の推進】

家庭から排出される紙類については、再生資源集団回収報償金交付制度によるリサイクルを促進するとともに、事業者から排出される紙類も含めて回収方法等の検討を行う。

### (3) 広域連携によるごみ処理施設の整備の推進

#### 【基本方向3 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築】

京田辺市と一部事務組合を設立するとともに、環境影響評価を実施するなど、広域連携による可燃ごみ広域処理施設の整備を進める。

### (4) 東部清掃工場長寿命化総合計画の策定

#### 【基本方向3 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築】

稼働から8年目を迎える東部清掃工場の基幹的設備の改良を見据えた延命化及び施設保全を包括した長寿命化総合計画の策定を行う。

## 6. 主な取り組み

### <基本方向1 家庭系ごみの4Rの推進>

基本施策	主な取り組み
1 啓発・情報発信の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○啓発・情報発信に係る中期的なスケジュールを作成する。</li><li>○廃棄物減量等推進員や事業者などと連携し、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）に関する啓発キャンペーンを行う。</li><li>○ごみ減量フェアやごみ減量講演会、ひらかた夢工房発表会などのイベントを開催し、4Rに関する啓発を行う。</li><li>○広報ひらかたや市ホームページ、メールマガジン、情報紙など、様々な情報伝達媒体を活用し、多様な方法による情報発信を計画的に行う。</li></ul>
2 4Rのための環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○中学校・小学校・幼稚園・保育所（園）における4R教育の充実を図るとともに、高等学校・大学における4R教育の実施を検討する。</li><li>○小・中学生を対象に、ポスターコンクールを行う。</li><li>○穂谷川清掃工場や東部清掃工場において、清掃工場に搬入される廃棄物の実態を見た上で4R学習の推進につなげる。</li></ul>
3 4R活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○食品ロスの削減に向けて、「食べ切り運動」を実施するなど、啓発活動の充実を図る。</li><li>○コンポスト容器及びEM容器の貸与、生ごみ堆肥化講習会などを実施し、生ごみ堆肥化を促進する。</li><li>○マイボトル持参の拡大に向けたキャンペーンを実施するとともに、給水可能な施設の拡充を検討する。</li><li>○不用品交換情報ネットワーク「あげます・ください」の活用を行う。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生資源集団回収報償金交付制度により、自治会や子ども会などによる古紙・古布やアルミ缶などのリサイクルを促進する。</li> <li>○剪定枝をチップ化する機械の貸し出しを市民に行い、資源化を促進する。</li> <li>○ペットボトル・プラスチック製容器包装や空き缶、びん・ガラス類の分別適正排出の徹底を行う。</li> </ul>
4 適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報ひらかたや市ホームページ、「ごみの分け方・出し方」、「粗大ごみマニュアル」などにおいて分別排出の方法を周知する。</li> <li>○分別排出ルールに従っていない場合、直接排出した市民に対して啓発・指導を行う。</li> <li>○蛍光管や水銀体温計等の水銀使用製品廃棄物の回収方法を検討する。</li> </ul>
5 市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常のごみ出しが困難な一人暮らしの要介護の高齢者や重度の障害者等を対象にふれあいサポート収集を行う。</li> <li>○大型ごみの持ち出し収集の要件を新たに設け、市民サービスの向上を図る。</li> </ul>
6 ごみ処理手数料の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4Rの推進やごみ処理経費の負担の公平性の観点などから、一般ごみの有料化について検討を進める。</li> </ul>

## <基本方向2 事業系ごみの4Rの推進>

基本施策	主な取り組み
1 啓発・情報発信の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引きの充実を図るとともに、市ホームページ等において情報の提供を行う。</li> </ul>
2 4R活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多量排出事業者に対して、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出や一般廃棄物管理責任者の選任を求めるとともに、事業所への立入指導を行う。</li> <li>○環境にやさしい店づくりを進めると宣言した販売店等をエコショップとして登録する制度を見直し、事業者による新たな取り組みを促進する手法を検討する。</li> </ul>
3 適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業系ごみを家庭系ごみとして排出している事業者に対して、適正排出の指導を行うなど、分別排出ルールの啓発・指導を行う。</li> <li>○ごみの搬入検査を実施し、産業廃棄物や有害・危険物等の搬入禁止の周知徹底を行う。</li> </ul>
4 事業系ごみ処理手数料の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業系ごみ処理手数料の改定によるごみ減量の効果を検証する。</li> </ul>
5 市の率先行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○古紙のリサイクルや学校給食の調理過程で出る生ごみの堆肥化などの取り組みを行う。</li> </ul>

<基本方向3 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築>

基本施策	主な取り組み
1 安全で安定的なごみの収集・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○穂谷川清掃工場第3プラントにおいて、老朽化対策工事を行う。</li> <li>○東部清掃工場において、粗大ごみから金属類の回収を行うとともに、焼却後に発生する溶融スラグや溶融飛灰のリサイクルを進める。</li> <li>○ごみの分別の見直しを行い、さらなる効率的なごみの収集・処理体制の検討を行う。</li> </ul>
2 運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東部清掃工場の焼却施設と破碎処理施設について、一体的な運転管理体制を構築し、効率化を図る。</li> <li>○ごみの収集量や地域特性などに応じて、効率的な収集運搬体制の構築を検討する。</li> </ul>

<基本方向4 環境に配慮したまちづくり>

基本施策	主な取り組み
1 環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○穂谷川清掃工場や東部清掃工場において焼却余熱を利用した廃棄物発電を行い、余剰電力は売電する。</li> <li>○可燃ごみ広域処理施設への高効率発電設備の導入を検討する。</li> </ul>
2 まち美化・不法投棄対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アダプトプログラムなどの取り組みを行う。</li> <li>○不法投棄防止パトロールを実施するとともに、不法投棄防止看板の配布や監視カメラ（ダミーカメラを含む）の設置など、不法投棄対策を推進する。</li> <li>○資源ごみ等の持ち去り防止に関するパトロールや啓発活動を行う。</li> </ul>

**7. 市民・事業者の責務等**

(1) 市民

- 市民は、廃棄物の発生を抑制し、不用品の活用若しくは再生品の使用等を図り、または生活の中で発生した廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 市民は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

(2) 事業者

- 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進することにより廃棄物の減量を行うとともに、自らの責任において環境上支障が生じないうちに廃棄物を

適正に処理しなければならない。

○事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自己評価し、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

○事業者は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

○事業者は、自らの排出する一般廃棄物を自ら処理しない場合、収集・運搬は市の許可した収集・運搬業者等に、中間処理・最終処分については市の施設又は民間の一般廃棄物処理業者等により、適正に処理しなければならない。

## 8. 収集・運搬計画

### (1) 家庭系ごみ

#### ① 市による収集・運搬

##### ア 概要

種 類		収集主体	収集回数	収集方法	見込み量	搬入先
一般ごみ		市（直営・委託）	週 2 回	ステーション収集	58,930 t	穂谷川清掃工場 東部清掃工場
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装		週 1 回		4,930 t	北河内 4 市リサイクルプラザ
	空き缶、びん・ガラス類	市（委託）	月 2 回		3,610 t	穂谷川清掃工場
	使用済小型家電	市（直営）	随時		拠点回収	
粗大ごみ	粗ごみ・大型ごみ	市（直営・委託）	申し込みの際に指定した水曜日	戸別収集	6,000 t	東部清掃工場
	臨時ごみ		申し込みの際に指定した日			

※ 1 大型ごみとは、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則（以下「規則」という。）第 5 条の 2 に掲げるものをいう。「粗ごみ」とは、粗大ごみのうち、規則第 5 条の 2 に掲げるもの以外をいう。

※ 2 臨時ごみとは粗ごみ・大型ごみについて、同月中において 2 回目以降の申し込みをする場合、または 1 度に 7 点以上排出する場合をいう。

※ 3 粗大ごみには、廃棄物処理法第 6 条の 3 に基づく一般廃棄物（環境大臣が指定する適正処理困難物）の廃スプリングマットレス 1,400 台を含む。

※ 4 市内における自治会等の地域清掃によるごみ及び不法投棄物は、収集・運搬を市が行う。

※5 収集・運搬を行う委託事業者については別表1のとおりとする。

イ 収集・排出方法

(ア) 収集回数

種 類		回 数
一般ごみ		市域を2ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに週2回の指定曜日を定めて収集する。
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	市域を5ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに週1回の指定曜日を定めて収集する。
	空き缶、びん・ガラス類	市域を10ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに月2回の指定曜日を定めて収集する。
	使用済小型家電	市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、週1回収集する。
粗大ごみ	粗ごみ・大型ごみ	申し込みにより収集する。ただし、粗ごみと大型ごみそれぞれの区分ごとに1世帯、月1回6点までに限る。
	臨時ごみ	申し込みにより収集する。申し込み回数や収集回数の制限を設けない。

※1 地域清掃ごみは、登録団体が実施後、随時収集する。また、不法投棄物は随時回収する。

(イ) 収集方法

種 類		収集方法
一般ごみ		ステーション収集（ステーションは概ね10戸に1箇所）。ただし、中高層集合住宅については、主にコンテナボックスやロータリードラムによる収集とする。
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	ステーション収集（ステーションは概ね10戸に1箇所）。ただし、中高層集合住宅については、主にコンテナボックスによる収集とする。
	空き缶、びん・ガラス類	収集とする。
	使用済小型家電	拠点回収（専用の回収ボックスは20箇所）
粗大ごみ	粗ごみ	戸別無料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、原則として受付日の翌週の水曜日に収集。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。）。
	大型ごみ	戸別有料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、原則として受付日の翌週の水曜日に収集。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。）。 手数料は、枚方市証紙にて徴収する。
	臨時ごみ	戸別有料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、受付の際に収集日（午前または午後）を指定。）。なお、立会いを必要とする。手数料は、枚方市証紙にて徴収する。



- ※1 一般ごみ及び資源ごみのごみ出しが困難な一人暮らしの要介護の高齢者や重度の障害者等の世帯を対象に、戸別に玄関先で収集する「ふれあいサポート収集」を実施する。なお、収集については、申し込み後に面談を行い、可否を決定する。また、大型ごみを玄関先まで持ち出すことが困難な場合には、「ふれあいサポート収集」の利用者及び「大型ごみ持ち出しサポート収集」の対象世帯に限り、室内からの持ち出しを実施する。
- ※2 地域清掃ごみは登録団体等が指定した場所で収集する。また、不法投棄物は不法投棄された場所で回収する。
- ※3 枚方市証紙は枚方市証紙売りさばき人（市内のコンビニエンスストア、酒店、米穀店等。一部、取り扱いしていない販売店もある。）及び枚方市役所、各支所、各サービスコーナー並びに穂谷川清掃工場において販売する。
- ※4 別表2に記載する家庭系ごみの排出方法に則って排出することができない場合は、収集・運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者を主体とする。
- ※5 引越荷物運送業者が転居廃棄物を運搬する場合は、廃棄物処理法施行規則第2条第10項による所定の場所において、市または一般廃棄物収集運搬許可業者に引渡すこととし、運搬は引渡しを受けた者を主体とする。
- ※6 別表3に記載する市が処理しないごみの収集・運搬は一般廃棄物収集・運搬の許可を持つ者及び各種法令上、その一般廃棄物を扱うことができる者を主体とする。

(ウ) 排出方法

ごみを排出する場合、別表2のとおり適正に排出することとする。

② 市民による搬入

ア 概要

種 類	搬入主体	見込み量	搬入先
粗大ごみ	市民	260 t	穂谷川清掃工場

イ 搬入方法

家庭から排出する粗大ごみについては、別表2のとおり穂谷川清掃工場に市民が直接搬入することができる。粗大ごみを搬入するにあたっては、粗大ごみ予約センターに事前に申し込みを行うものとする。

ウ 搬入時間

搬入先	搬入できる時間帯
穂谷川清掃工場	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む。） 午後1時～午後3時30分

### ③ 再生資源集団回収

#### ア 概要

種 類	見込み量	搬入先
新聞紙、雑誌等、段ボール、古布、アルミ缶、牛乳パック、紙製容器包装	18,520 t	民間処理施設

#### イ 排出方法

自治会や子ども会などの登録団体が主体となって、資源回収業者と契約を締結し、古紙や古布などの資源物の回収を行う。

#### ウ 報償金

自治会や子ども会などの登録団体に対し、古紙や古布などの回収量に応じて、「再生資源集団回収報償金交付要綱」に基づき、1 kgにつき4円の報償金を交付する。

## (2) 事業系ごみ

### ① 収集・運搬

#### ア 概要

種 類	収集主体	収集回数	収集方法	見込み量	搬入先
可燃ごみ	一般廃棄物収集運搬許可業者(8社)	業者との契約による	業者との契約による	33,300 t	東部清掃工場
粗大ごみ				200 t	
実験動物の死体及び処理用マット等	一般廃棄物収集運搬許可業者			3 t	民間処理施設
木くず (剪定枝、刈草等)	一般廃棄物収集運搬許可業者、一般廃棄物再生利用業			3,760 t	民間処理施設
動植物性残渣 (魚あら、パンくず)	指定業者等			620 t	民間処理施設

※1 事業者が事業活動に伴って排出する一般廃棄物を自ら処理する場合は、その処理が完結(埋立処分または売却可能な状態への製品化)するまで自ら行うこととする。

※2 一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物再生利用業指定業者については別表1のとおりとする。

※3 市の処理施設への搬入は、別表1「2. 一般廃棄物収集運搬許可業者」の表中、一般廃棄物の項に掲げる8社に限りこれを認める。

※4 可燃ごみには再生利用できない剪定枝や刈草等を含む。

※5 市以外の者に処理を委託する場合は、その処理が完結(埋立処分又は売却可能な状態への製品化)するまでを委託するものとし、処理後の可燃残渣等は、市の処理施設へ搬入することはできない。

※6 実験動物の死体・糞及びマットについてその収集及び運搬は、廃棄物処理法第6条に基づ

き、同法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者（2社）により、収集運搬を行うものとする。

#### イ 排出方法

事業者は、自らの一般廃棄物を市の処理施設によって中間処理・最終処分するために、その収集・運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合、無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋に入れて出さなければならない。なお、その際には、産業廃棄物を混入させてはならない。

#### ウ 搬入時間

一般廃棄物収集運搬許可業者が市処理施設へ搬入できる時間帯等は次のとおりとする。

搬入先	搬入できる時間帯
東部清掃工場	平日 午前5時～午前11時30分 午後1時～午後4時
	土曜日 午前5時～午前11時30分
	日曜日 午前5時～午前9時30分

### (3) 動物の死体

#### ① 収集・運搬

##### ア 概要

種類	搬入主体	見込み量	搬入先
動物の死体	市（直営・委託）	1,700匹	穂谷川清掃工場

※1 本市域内の公の道路から出る所有者不明の動物の死体（犬、猫、その他の小動物）について、当該公の道路の管理者等は穂谷川清掃工場に搬入することができる。

#### イ 収集方法

種類	収集方法
動物の死体	戸別有料収集（動物の死体は粗大ごみ予約センターにて受付し、月曜日から金曜日の午後4時までの申し込み受付分については当日中に収集する。それ以降の受付分は翌日の午前中に収集する。ただし、金曜日の午後4時以降の受付分は翌週の月曜日の午前中に収集する。）

#### ② 市民による搬入

##### ア 概要

種類	搬入主体	見込み量	搬入先
動物の死体	市民	700匹	穂谷川清掃工場

## イ 搬入方法

穂谷川清掃工場に市民が直接搬入するにあたっては、粗大ごみ予約センターに事前に申し込みを行うものとする。

## ウ 搬入時間

搬入先	搬入できる時間帯
穂谷川清掃工場	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む。） 午前9時～午後5時

## 9. 中間処理計画

### (1) 概要

種 類	処理方法	処理施設	見込み量	
家庭系一般ごみ 事業系可燃ごみ	焼却処理	穂谷川清掃工場 東部清掃工場	97,520 t	
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	北河内4市リサイクルプラザで選別・圧縮梱包を行い、指定法人ルートで再資源化	北河内4市リサイクルプラザ	4,930 t
	空き缶、びん・ガラス類	一般廃棄物中間処理業者において選別し、再資源化を行い、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋立	民間処理施設	3,610 t
	使用済小型家電	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者による再資源化	民間処理施設	40 t
	再生資源集団回収 (古紙・古布等)	回収業者において再資源化	民間処理施設	18,520 t
家庭系粗大ごみ 事業系粗大ごみ	破碎・選別後、金属類は再資源化、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋立	東部清掃工場	6,390 t	
実験動物の死体及び処理用マット等	一般廃棄物中間処理業者において処理	民間処理施設	3 t	
木くず (剪定枝、刈草等)	一般廃棄物再生利用業者において処理	民間処理施設	3,760 t	
動植物性残渣 (魚あら、パンくず)		民間処理施設	620 t	
動物の死体	焼却処理	穂谷川清掃工場	2,400 匹	

※1 使用済小型家電は、拠点回収及び粗大ごみからのピックアップ回収による見込み量。

(2) 中間処理に使用する施設への搬入量

中間処理に使用する施設への区分別の搬入量は、次のとおりとする。

区 分	見込み量
市（直営）	45,290 t
市（委託）	28,190 t
一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物再生利用業指定業者	37,410 t
直接搬入	730 t

(3) 中間処理に使用する市関係施設の概要

中間処理に使用する市関係施設は、次のとおりとする。ただし、中間処理に使用する市関係施設以外の処理事業者は別表1のとおりとする。

① 焼却施設

施設名	穂谷川清掃工場	
所在地	枚方市田口5丁目1番1号	
型式	<ごみ焼却施設> 全連続燃焼式焼却炉	<動物焼却炉> バッチ式焼却炉
処理能力	200 t/日×1基	50kg/h×1基

施設名	東部清掃工場	
所在地	枚方市大字尊延寺2949番地	
型式	<ごみ焼却施設> 全連続燃焼式焼却炉	<溶融炉> 燃料式灰溶融炉
処理能力	120 t/日×2基	24 t/日×2基 (交互運転)

② 資源化施設

施設名	北河内4市リサイクルプラザ (一部事務組合：北河内4市リサイクル施設組合)
所在地	寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
処理方式	選別・圧縮梱包
処理能力	53 t/日 (11時間稼働)

③ 破碎施設

施設名	東部清掃工場
所在地	枚方市大字尊延寺2949番地
型式	低速二軸せん断式破碎機・衝撃せん断回転式破碎機
処理能力	39 t/5時間

## 10. 最終処分計画

### (1) 残渣の量及び処分方法

種類	処理方法	処理施設	見込み量
焼却灰、熔融スラグ 不燃残渣（破碎処理後）	大阪湾広域臨海環境整備センター で埋立処分	大阪湾広域臨海環 境整備センター	11,270 t
熔融飛灰	山元還元による資源化	民間処理施設	590 t

※1 残渣発生量のうち、熔融スラグ等の有効利用可能なものについては資源化を推進する。

※2 熔融飛灰については、別表1に記載する事業者において資源化する。

### (2) 資源化処理に使用する市関係施設の概要

施設名	穂谷川清掃工場 スtockヤード	
所在地	枚方市田口5丁目1番1号	
対象物	熔融スラグ	空き缶、びん・ガラス類
建物面積	648 m <sup>2</sup>	570 m <sup>2</sup>

## 11. リサイクル制度等への対応

### (1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

ペットボトル・プラスチック製容器包装については、北河内4市リサイクルプラザで選別・圧縮梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定法人ルートによる処理（再商品化）を行う。新聞、雑誌、段ボール等の古紙や古布については再生資源集団回収による再資源化を推進する。

### (2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

法の対象であるテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目については、製造事業者等により再資源化処理を行う。

### (3) 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

パーソナルコンピュータ及び小形二次電池（小形充電式電池）については、法に基づく製造事業者等による自主回収を行うことで再資源化処理を行う。ただし、パーソナルコンピュータについては市においても専用ボックスで拠点回収を行い、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者により再資源化処理を行う。

### (4) 廃棄物処理法に基づく広域認定制度

廃消火器、廃原動機付自転車及び廃自動二輪車については、法に基づく広域認定制度を受けた製造事業者等による回収を行うことにより再資源化処理を行う。

## 12. 市が処理しないごみ

市に処理責任がないもの、市が現有する収集・運搬、中間処理、最終処分の方法にて処理できない、または適正な処理が困難であるために市が処理しないごみは別表3のとおりとする。収集・運搬、処理、処分については、販売店や製造元等に相談すること。

## 別表 1 収集・運搬及び処理する事業者

### 1. 市が委託する事業者

#### (1) 収集・運搬委託

種類		事業者	本社所在地
一般ごみ・粗大ごみ・ 動物の死体		枚方ネットウルビーノ株式会社・ 株式会社キャリアテクノ・ 株式会社コスミック共同企業体	<枚方ネットウルビーノ株式会社> 枚方市出屋敷西町1丁目25-10  <株式会社キャリアテクノ> 枚方市長尾家具町4丁目18-5  <株式会社コスミック> 枚方市春日西町2丁目1-7
資源ごみ	空き缶、びん・ ガラス類	株式会社クリーンズ	枚方市町楠葉1丁目3-18
	ペットボトル・ プラスチック製 容器包装	株式会社スリーエフコーポレー ション	寝屋川市太秦桜が丘34番15号

#### (2) 処理、処分委託

種類		事業者	処理場所在地
家庭系 ごみ	空き缶、びん・ガラ ス類	有限会社徳山産業	高槻市大字原3018番
	使用済小型家電	大栄環境株式会社	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132 番地8
焼却灰、溶融スラグ、 不燃残渣（破碎処理後）		大阪湾広域臨海環境整備センタ ー	（搬入施設）堺基地 堺市西区築港新町4丁4番 （処分場）大阪沖埋立処分場 大阪市此花区北港緑地地先
溶融飛灰		三菱マテリアル株式会社 直島製錬所	香川県香川郡直島町4049-1

### 2. 市民・事業者が委託する事業者

#### (1) 一般廃棄物収集運搬許可業者

種類	事業者	本社所在地
一般廃棄物	株式会社アーバンキープ	枚方市春日野2丁目2-1
	株式会社キャリアテクノ	枚方市長尾家具町4丁目18-5
	株式会社クリーンズ	枚方市町楠葉1丁目3-18
	株式会社コスミック	枚方市春日西町2丁目1-7
	住吉エコサポート株式会社	大阪市住吉区长居3丁目12-13



	デルピス株式会社	枚方市堂山1丁目25-11
	都市クリエイト株式会社	高槻市紺屋町3番1-326号
	枚方ネットウルビーノ株式会社	枚方市出屋敷西町1丁目25-10
一般廃棄物 (実験動物の死体及び 処理用マット等に限る)	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51-2
	株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1

(2) 一般廃棄物再生利用業指定業者



種 類		事業者	本社所在地
資源ごみ	木くず (剪定枝、刈草等)	株式会社都市樹木再生センター	大東市大字龍間698
		株式会社前田造園	枚方市養父丘1丁目2-26
	動植物性残渣 (魚あら)	有限会社成商	大阪市平野区加美正覚寺2丁目5-38
		有限会社山田肥料商事	東大阪市柏田本町3-28
	動植物性残渣 (パンくず)	有限会社蔵尾ファーム	枚方市春日西町2丁目22-15

(3) 処理、処分業者

種 類		事業者	処理場所在地
事業系 ごみ	木くず (剪定枝、刈草等)	株式会社都市樹木再生センター	大東市大字龍間698番地
		株式会社前田造園	交野市青山2丁目2647-1
		木材開発株式会社	京都府京都市伏見区横大路千両松町45-1-2
	動植物性残渣 (魚あら)	小島養殖漁業生産組合	岸和田市臨海町16番1
	動植物性残渣 (パンくず)	有限会社蔵尾ファーム	枚方市春日西町2丁目22-15
	実験動物の死体及 び処理用マット等	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51-2
		株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1

別表2 家庭系ごみの排出・搬入方法

種類	ごみの内容	ごみの分け方・出し方
一般ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台所ごみ (料理くず・残飯・茶殻・たまごの殻・貝殻・魚のあら・廃食用油等)</li> <li>○紙くず、布くず</li> <li>○その他小型可燃物 (スポンジ・靴・鞆・カセットテープ・CD等)</li> <li>○紙おむつ等</li> <li>○プラスチック製のライター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集日の午前8時45分までに所定の場所に出すこと。</li> <li>・ごみ袋は無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。</li> <li>・ごみ袋の口はしっかりくくって出すこと。</li> <li>・草花・落葉は、原則として粗ごみとして取り扱うが、一家庭につき1袋を限度として週の後半の収集日に記名して出されたものは、家庭系一般ごみとして収集する。</li> <li>・竹串等の鋭利なものは、折り曲げたり、紙で包むなどして危険のない状態で出すこと。</li> <li>・古紙、古布類等は、なるべく地域の集団回収に出すこと。やむを得ずごみとして出すときは、少量を他の家庭系一般ごみと一緒にして、標準排出量(※)の範囲内で出すこと。  <ul style="list-style-type: none"> <li>※標準排出量とは、家庭系一般ごみを排出する場合、一回の収集日に一世帯につき無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋で1袋分(重量は5キログラム以内)をいう。ただし、台所等から出るごみが多いときは、2袋分まで出せるものとする。</li> </ul> </li> <li>・食用油は、なるべく使いきる。ごみとして出す場合は、布や紙に吸着または、固化剤等で固化させ、袋に入れて出すこと。</li> <li>・台所ごみは、よく水切りをしたうえで出すこと。</li> <li>・紙おむつは、汚物をトイレに流すなどの方法で取り除いたあと、小袋に入れて二重で出すこと。</li> <li>・プラスチック製ライターは中身を使い切り、着火用の石が発火しないようにするため1日ほど水に浸してから出すこと。</li> <li>・家庭系一般ごみ以外のものを混入させないこと。</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資源ごみ (ペットボトル・プラスチック製容器包装)</p>	<p>○ペットボトル（飲料用等）</p>  <p>左のマーク表示があるもの</p> <p>○プラスチック製容器包装</p>  <p>左のマーク表示があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボトル類 (食用油・ドレッシング・飲料・洗剤・化粧品等の容器)</li> <li>・カップ・パック類 (カップ麺・ゼリー等のカップ、卵・果物等のパック、菓・日用品等のケース、コンビニ弁当・納豆等の容器)</li> <li>・トレイ（皿型容器）類 (惣菜・生鮮食品等のトレイ、菓子・カレールー等の仕切りトレイ)</li> <li>・袋、ラップ類 (パン・菓子等の袋、生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、カップめん等の外側フィルム、インスタント食品・冷凍食品等の袋、レジ袋・衣料品・トイレットペーパー・日用品等の袋、詰替用洗剤の袋)</li> <li>・チューブ類 (マヨネーズ・はみがき等のチューブ)</li> <li>・その他のプラスチック類 (果物・家電製品等を保護する発泡スチロールやシート等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品トレイやペットボトル等で回収ルートのあるプラスチック製容器は、なるべく販売店に出すこと。</li> <li>・午前8時45分までに所定の場所に出すこと。</li> <li>・無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。</li> <li>・中を空にして、汚れのひどいものはふき取るか、軽く洗って出すこと。(チューブ類は中身を使い切ってから出すこと)</li> <li>・キャップやふた・ラベルは取り外して出すこと。(金属製のは空き缶、びん・ガラス類の日に出すこと)</li> <li>・プラスチック製容器包装以外のごみを混入させないこと。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資源ごみ (空き缶、びん・ガラス類)</p>	<p>○空き缶 (飲料、ペットフード、菓子、食用油等の一斗缶よりも小さいスチール又はアルミの空き缶)</p> <p>○びん・ガラス類 (飲料・調味料等のびん、ガラスコップ、化粧品びん、板ガラス、耐熱ガラス等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんは販売店に返却すること。</li> <li>・午前8時45分までに所定の場所に出すこと。</li> <li>・無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。</li> <li>・中を空にして、汚れのひどいものはふき取るか軽く洗って出すこと。</li> <li>・スプレー缶、カセットコンロのガス缶等は必ず使い切ってから出すこと。</li> <li>・キャップやふたは取り外して出すこと。(アルミ・スチール製のふたは一緒に出すこと)</li> <li>・割れたびん等は「ワレモノ」「キケン」のように危険であることを表示して出すこと。</li> <li>・空き缶、びん・ガラス以外のものを混入させないこと。</li> </ul>

粗ごみ	<p>電気スタンド・ラジカセ・蛍光灯等の家庭電器製品、なべ・せともの等の台所用品、座椅子・布団等の家具・寝具用品、衣装ケース等のプラスチック製品類（但し、無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋に入らないもの及び1メートルを超えないものに限る）、植木を剪定したもの（業者が剪定した場合を除く）など規則第5条の2に掲げるもの以外のもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> <li>・粗ごみの申し込みは、一世帯につき、月1回、排出できる点数は6点をそれぞれ限度とする。ただし、前回申し込み分の収集が完了していないときは受け付けない。</li> <li>・収集当日の午前8時45分までに、自宅前道路際又は指定の場所に出すこと。</li> <li>・粗ごみは、なるべく数点分をまとめてから出すこと。</li> <li>・ごみには1点ごとに、氏名と予約の際に通知した受付番号を記載した紙を貼付すること。</li> <li>・ガスコンロ・湯沸し器・ストーブ等は着火用電池を取り除いて出すこと。</li> <li>・粗ごみ以外のごみを混入させてはならない。</li> <li>・粗ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。なお、粗ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。</li> </ul> <p>粗ごみの認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ごみ袋（無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること）1袋分を1点とする。</li> <li>ii 縦・横・高さの合計が1.3メートル以内の段ボール箱に入ったもの1箱を1点とする。（大型ごみとして指定するものを除く）</li> <li>iii 長さ1メートル未満のもの数点を1.5メートル以下のひもでくくったものを1点とする。</li> <li>iv 上記i～iiiによらずに単品で排出された粗ごみは、全て1品をもって1点とする。</li> <li>v 大型ごみ（指定品目以外）を、解体・分解して原形をとどめない状態で、上記i～iiiによって出すときは粗ごみとして取り扱う。</li> </ul>
大型ごみ	<p>家電リサイクル法対象品目を除く大型家庭電器製品、たんす・机などの大型家具・敷物類、建具、自転車、趣味用品等で、規則第5条の2に掲げるもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> <li>・大型ごみの申し込みは、一世帯につき、月1回、排出できる点数は6点をそれぞれ限度とする。ただし、前回申し込み分の収集が完了していないときは受け付けない。</li> <li>・収集当日の午前8時45分までに自宅前道路際又は指定の所に出すこと。</li> <li>・ごみには品目ごとに、氏名と予約の際に通知した受付番号を記入したそれぞれの品目に係る手数料分の枚方市証紙を貼付すること。</li> <li>・大型ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。なお、大型ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。</li> </ul>

<p>臨時ごみ</p>	<p>引越しや大掃除、その他の理由で、粗・大型ごみの点数・申込み制限の範囲を超えるごみ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> <li>・臨時ごみは、収集時に立会いを必要とする。</li> <li>・午前の収集の場合は当日の午前8時45分まで、午後の収集の場合は午後1時までに、自宅前道路際又は指定の場所に出すこと。</li> <li>・枚方市証紙には、氏名と予約の際に通知した受付番号を記載すること。</li> <li>・枚方市証紙は、大型ごみの品目ごとに、粗ごみと基本手数料分はわかりやすいところに貼付すること。</li> <li>・市の排出ルールに基づいて出せない場合は枚方市一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を相談すること。</li> </ul>
<p>動物の死体</p>	<p>犬・猫・その他小動物の死体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の死体は、箱・袋等に入れること。</li> <li>・動物の死体の収集は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むものとする。</li> <li>・ペットの収集を依頼した場合は氏名と予約の際に予約センターが通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。</li> <li>・動物の死体を直接清掃工場に持ち込む場合も、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> </ul>
<p>在宅医療に伴うごみ</p>	<p>自己注射や自己腹膜灌流、自己導尿等の在宅医療の実施に伴って排出される注射針・注射筒・ビニールバッグ類・チューブ・カテーテル類・脱脂綿・ガーゼ・紙おむつ・薬びん等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注射針等の鋭利なものや血液が付着した感染性の恐れのあるものについては、原則として、在宅医療を指示した医療機関等に引きとってもらうこと。</li> <li>・薬びん等の非感染性のものを排出する場合は、分別区分に従い出すこと。</li> <li>・使用済みの脱脂綿・ガーゼ類やカテーテル等で体液等の付着のあるものは、丈夫な非透過製の袋などに入れて、分別区分に従い出すこと。</li> <li>・ビニールバッグ類や紙おむつ等については、内容物や付着物を事前に除去して、分別区分に従い出すこと。</li> </ul>

※1 臨時ごみ及び持込ごみにおける排出量の制限について次のとおりとする。

- ① 「トタン・波板」は1回につき40枚まで
- ② 「畳」は1回につき10枚まで
- ③ 「建具」は1回につき10枚まで
- ④ 自転車は1回につき20台まで
- ⑤ 植木の枝、草花、落葉は1回につき100袋（くくり）まで

### 別表3 市が処理しないごみ等

#### 1. 市に処理責任のないごみ

- ・産業廃棄物

#### 2. 適正処理・リサイクルなどの処理体制が整備されているもの

- ・自動車及びその部品（タイヤ、バッテリー、ドア、バンパー、タイヤチェーン、タイヤホイール等）
- ・原動機付き自転車・自動二輪車及びその部品
- ・消火器
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器  
（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）
- ・パーソナルコンピュータ（取り替えた部品等は除く）  
※市においても使用済小型家電を回収する専用の回収ボックスで拠点回収を実施。
- ・小形二次電池（小形充電式電池）
- ・ボタン電池（アルカリボタン電池・酸化銀電池・空気（亜鉛）電池）

#### 3. 収集・運搬、破碎又は焼却が困難であるもの

- ・ペンキ・薬剤
- ・廃油・灯油・ガソリン等の油類
- ・汚泥
- ・ピアノ
- ・耕運機・農業用機械類
- ・カーポート
- ・発電機(充電器)
- ・エンジン・モーター付き機械類
- ・コンプレッサー
- ・シャッター
- ・脚立・はしご(2メートル以上のもの)
- ・耐火金庫
- ・ガスボンベ(カセット用ボンベは除く)・エアーボンベ
- ・浴槽
- ・便器
- ・金属製ベッド
- ・ソーラー給湯器・電気温水器
- ・ドラム缶
- ・ボウリング球
- ・ボート・ウインドサーフィンのボード
- ・スチール製又は鋳物製の門扉・フェンス・ドア(アルミ製を除く)
- ・鉄柱・鉄板・鉄材・鋼材類、ワイヤーロープ
- ・鉄アレイ・ダンベル・バーベル
- ・オイルヒーター
- ・リヤカー
- ・木材（長さが1メートル以上のもの、直径・厚さが10センチメートル以上のもの、板状で厚さが5センチメートル以上且つ幅が30センチメートル以上のもの）
- ・ブロック・レンガ・コンクリート製品、石・ガラ・土砂等

#### 4. その他

- ・仏壇（原形がわからないように解体された場合を除く。）
- ・その他1～3に類するもの



# 平成28年版 事業概要

## 【廃棄物（ごみ）関係】

平成29年 1月

編集・発行 枚方市 環境部 減量業務室